

第 8 章 福 祉

- 1 社 会 福 祉
- 2 高 齢 福 祉
- 3 介 護 保 険
- 4 障 害 福 祉
- 5 指 導 監 査

福 祉

1 社会福祉

(1) 生活保護

(保護停止中を除く)

区 分	令和3年4月		令和4年4月		令和5年4月		令和6年4月	
	世 帯 数	人 員	世 帯 数	人 員	世 帯 数	人 員	世 帯 数	人 員
生活保護	3,355 世帯	4,049 人	3,422 世帯	4,107 人	3,529 世帯	4,215 人	3,546 世帯	4,174 人
生活扶助	2,975	3,617	3,024	3,646	3,036	3,660	3,042	3,611
住宅扶助	2,957	3,544	3,045	3,634	3,098	3,708	3,114	3,669
教育扶助	94	143	100	153	100	161	94	145
介護扶助	958	980	980	1,003	981	999	1,066	1,083
医療扶助	3,119	3,697	3,228	3,830	2,843	3,204	2,913	3,257
出産扶助	0	0	0	0	0	0	0	0
生業扶助	51	56	53	60	46	54	39	47
葬祭扶助	7	7	9	9	23	23	10	10

(2) 社会福祉施設等

(令6.4.1現在)

種 別	名 称	所 在 地	設 置 主 体	定員
福 祉 会 館	前橋市総合福祉会館	日吉町2-17-10	前橋市	－
老 人 福 祉 セ ン タ ー	前橋市しきしま老人福祉センター	荒牧町1154-1	前橋市	－
	前橋市ひろせ老人福祉センター	広瀬町2-16	前橋市	－
	前橋市おおとも老人福祉センター	大友町1-12-10	前橋市	－
	前橋市かすかわ老人福祉センター	粕川町前皆戸189-1	前橋市	－
	前橋市ふじみ老人福祉センター	富士見町田島866-1	前橋市	－
シルバー人材センター	前橋市シルバー人材センター	元総社町2-20-6	公益社団法人	－
養 護 老 人 ホ ー ム	前橋老人ホーム	日吉町2-20-14	社会福祉法人	80
	明光園	樋越町19-1	社会福祉法人	50
介 護 老 人 福 祉 施 設 (特別養護老人ホーム)	明風園	亀泉町1-26	社会福祉法人	80
	鐘の鳴る丘愛誠園	東金丸町95	社会福祉法人	77
	恵風園	日吉町2-20-14	社会福祉法人	54
	やすらぎ園	江木町1225-1	社会福祉法人	50
	清里荘	青梨子町503	社会福祉法人	70
	上毛の里	上増田町600	社会福祉法人	30
	上毛の里ユニット型	上増田町600	社会福祉法人	60
	第二明光園	樋越町19-1	社会福祉法人	50
	すみれ荘	富田町1180-1	社会福祉法人	60
	ほのぼの荘	金丸町252-1	社会福祉法人	58
	せきね園	関根町668	社会福祉法人	50
	春日の里	上佐鳥町774	社会福祉法人	50
	春日の里ユニット型	上佐鳥町774	社会福祉法人	60
	あじさい園	川曲町536	社会福祉法人	60
	元気の郷	粕川町月田400	社会福祉法人	70
	えいめい	天川大島町3-705	社会福祉法人	85
	あゆみの里	柏倉町2189-223	社会福祉法人	50
	シャリティエまえばし	表町2-18-8	社会福祉法人	50
	かまくら	上細井町2050-7	社会福祉法人	70

種 別	名 称	所 在 地	設 置 主 体	定員
介 護 老 人 福 祉 施 設 (特別養護老人ホーム)	こうふく園	大胡町351-1	社会福祉法人	70
	サンホームふじみ	富士見町小沢207-1	社会福祉法人	50
	桜桃園	房丸町48-1	社会福祉法人	50
	サンライフ問屋町	問屋町1-5-4	社会福祉法人	80
	悠ゆうみなみちょう	南町2-67-5	社会福祉法人	70
	みのりの丘	富士見町小沢534-9	農業協同組合連合会	70
	ルネス前橋	岩神町2-3-27	社会福祉法人	70
	サンライフアネックス	総社町総社3051-4	社会福祉法人	70
	ほなみ	朝倉町842-1	社会福祉法人	30
	ほなみユニット型	朝倉町842-1	社会福祉法人	40
	生糸（いと）の街	西片貝町3-285	社会福祉法人	70
軽費老人ホーム（A型）	寿楽園	荒牧町1154-2	社会福祉法人	80
軽 費 老 人 ホ ー ム (ケ ア ハ ウ ス)	ケアハウス前橋	青梨子町1679-1	社会福祉法人	100
	ケアハウス見晴台	金丸町252-1	社会福祉法人	20
	ケアハウスせきね	関根町668	社会福祉法人	20
	ケアハウス春日	上佐鳥町774	社会福祉法人	20
	ケアハウスあじさい	川曲町536	社会福祉法人	20
	ケアハウスリバティきせ	下大島町203	社会福祉法人	50
	ケアハウスパノラマ	天川大島町3-705	社会福祉法人	20
	ケアハウス悠々くらぶ	田口町1054-1	社会福祉法人	30
	ケアハウス元総社	元総社町2-1-7	社会福祉法人	50
介 護 老 人 保 健 施 設	陽光苑	大友町3-26-8	公益財団法人	100
	あずま荘	上新田町603-1	社会福祉法人	70
	ビハーラ寿苑	江木町1072	医療法人	80
	けやき苑	下大島町596-1	医療法人	100
	一羊館	小坂子町1012-5	医療法人	100
	青梨子荘	青梨子町1670	社会福祉法人	100
	群馬中央病院附属介護老人保健施設	紅雲町1-7-13	独立行政法人	80
	山王ライフ	山王町133	医療法人	95
	創春館	日輪寺町342-1	医療法人	80
	やまぶき	小屋原町977-3	医療法人	80
	やまぶき※ユニット	小屋原町977-3	医療法人	20
	おうみ	総社町総社2628	医療法人	70
	おうみ※ユニット	総社町総社2628	医療法人	30
介 護 医 療 院	ふえき	表町2-27-22	医療法人	65
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	ほのぼの荘ユニット	金丸町252-1	社会福祉法人	20
	すみれ荘ユニット施設	富田町1180-1	社会福祉法人	20
	あじさい園（ユニット型）	川曲町536	社会福祉法人	20
	せきね園ユニット	関根町668	社会福祉法人	20
	ユニット清里荘	青梨子町503	社会福祉法人	10
	ふじみのさと	富士見町小沢207-1	社会福祉法人	20
	あゆみの里	柏倉町2189-223	社会福祉法人	20
	グランオー前橋	千代田町5-17-5	社会福祉法人	25
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	あかしあの里	日輪寺町350-2	医療法人	27
	みずきの家	池端町384-1	医療法人	18
	あおなし	青梨子町1670	社会福祉法人	27
	N・Sホーム	下大島町596-1	医療法人	27

種 別	名 称	所 在 地	設 置 主 体	定員
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	山王の家	山王町133	医療法人	9
	ひまわり	大友町3-22-9	公益財団法人	27
	ベルジ前橋たやの家	上泉町1870-3	株式会社	27
	松風	富田町1831-7	合同会社	9
	菜の花	上増田町1	社会福祉法人	9
	さちね	上細井町2015	株式会社	9
	なでしこ	関根町2-7-3	株式会社	9
	「ここあ」前橋	朝倉町947-1	有限会社	9
	ひかり	南町3-7-5	株式会社	9
	粕川カトレアホーム	粕川町深津1144-2	有限会社	9
	ゆめさき	富士見町原之郷975	医療法人	9
	かしわぐら	柏倉町855-8	NPO法人	9
	箱田	箱田町206-4	株式会社	9
	しらさぎ	小坂子町129-1	医療法人	9
	ルルドの家	公田町1165	株式会社	18
	みどり荘	公田町1194	株式会社	9
	かわらはま	河原浜町21-4	NPO法人	9
	星辰の家	富士見町時沢703-1	医療法人	9
	朱咲の家	南町1-12-7	医療法人	9
	広瀬のほとり	平和町2-11-6	NPO法人	9
	すずかけの家	天川大島町1441	NPO法人	9
	城東	城東町3-10-10	社会福祉法人	18
	春らんらん	荒牧町2-36-1	医療法人	9
	ふれあいの家六供	六供町813-1	中央医療生協	9
	じゃんけんぼん大利根前橋	上新田町881	NPO法人	9
	上陽	中内町40-4	農業協同組合	9
	しょうわ	昭和町2-1-2	NPO法人	9
	若宮こぐま館	若宮町4-16-1	株式会社	9
	あじさいでんでんタウン	川曲町41	社会福祉法人	9
	みつまた	三俣町1-5-17	NPO法人	9
	エフビー前橋下小出	下小出町2-30-18	株式会社	9
	ウエルスタイル朝倉	朝倉町894-2	株式会社	9
	芳賀のうさぎ	鳥取町780-1	株式会社	18
	よつば	下新田町315	株式会社	18
	ウエルスタイル上小出	上小出町2-13-5	株式会社	18
	ウエルスタイル筑井	筑井町16-1	株式会社	18
地域包括支援センター	中央	大手町2-12-1	前橋市	-
	中央西	紅雲町1-7-13	独立行政法人	-
	中央東	日吉町2-20-14	社会福祉法人	-
	南部	朝倉町830-1	中央医療生協	-
	桂萱	江木町1251-1	社会福祉法人	-
	東	川曲町536	社会福祉法人	-
	西部	大友町3-22-9	公益財団法人	-
	南橋	関根町668	社会福祉法人	-
	永明	天川大島町3-705	社会福祉法人	-
	城南	上増田町600	社会福祉法人	-
	東部	堀越町1658-1	社会福祉法人	-

種 別	名 称	所 在 地	設 置 主 体	定員
地域包括支援センター	北部	富士見町小沢207-1	社会福祉法人	-
地域包括支援ブランチ	岩神	岩神町2-5-5	社会福祉法人	-
	シャリティエ	表町2-18-8	社会福祉法人	-
	春日の里	上佐鳥町774	社会福祉法人	-
	あずま荘	上新田町603-1	社会福祉法人	-
	きよさと	青梨子町503	社会福祉法人	-
	創春館	日輪寺町342-1	医療法人	-
	すみれ荘	富田町1180-1	社会福祉法人	-
	あゆみの里	柏倉町2189-223	社会福祉法人	-
	元気の郷	粕川町月田400	社会福祉法人	-
	ほのぼの荘	金丸町252-1	社会福祉法人	-
生 活 介 護 事 業 所	わーくはうすすてっぷ	東上野町136-1	社会福祉法人	10
	ぷらーな	櫛島町13-2	社会福祉法人	20
	泉荘	上泉町1858-1	社会福祉法人	47
	桂荘	上泉町1860-1	社会福祉法人	40
	セルプおおむろ	西大室町285	社会福祉法人	10
	前橋市多機能型事業所こころ	朝日町3-21-14	社会福祉法人	20
	青空	上増田町178	社会福祉法人	60
	ワークハウスドリーム	城東町3-15-26	社会福祉法人	16
	障害福祉サービス事業所 なかま	富士見町小沢117-6	社会福祉法人	17
	障害者支援施設 赤城野荘	江木町1251-1	社会福祉法人	60
	ルンビニー苑	江木町1231	社会福祉法人	60
	光明園	江木町1231	社会福祉法人	40
	障害福祉サービス事業所 らいず	青柳町983-1	社会福祉法人	40
	たんぽぽホーム	江木町1231	社会福祉法人	20
	ふれも	川曲町176-1	社会福祉法人	20
	アシスト前橋	青梨子町1690-1	社会福祉法人	30
	こがね荘	青梨子町1655	社会福祉法人	60
	すずしろ	富士見町時沢1154-1	社会福祉法人	24
	れいんぼうかんぱに	柏倉町520-1	社会福祉法人	10
	だるま自立支援ラボ	田口町143-1	株式会社	33
	えるも	川曲町175-3	社会福祉法人	20
	麦わら屋	高井町1-30-3	NPO法人	6
	共生型生活介護 あおい	江木町76	有限会社	70
	デイホーム孫の手・あらまき	荒牧町1-34-10	株式会社	45
	デイホーム孫の手・前橋南	中内町150-1	株式会社	50
	共生型生活介護あおい下新田	下新田町430-3	有限会社	20
	風の時代	荒口町539-2	合同会社	6
	生活介護事業所ひだまり	石倉町5-22-4	株式会社	20
	くるみ	川曲町17-1	社会福祉法人	20
	通所サービスnon	前橋市本町2-9-12	合同会社	20
	障がい福祉サービス事業所 太陽	前橋市上増田町57-1	社会福祉法人	6
短 期 入 所 事 業 所	泉荘	上泉町1858-1	社会福祉法人	2
	桂荘	上泉町1860-1	社会福祉法人	4
	青空	上増田町178	社会福祉法人	3
	障害者支援施設 赤城野荘	江木町1251-1	社会福祉法人	6
	ルンビニー苑	江木町1231	社会福祉法人	4

種 別	名 称	所 在 地	設 置 主 体	定員
短 期 入 所 事 業 所	こがね荘	青梨子町1655	社会福祉法人	2
	群馬県立しろがね学園	東大室町177-1	群馬県	6
	障害福祉サービス事業所 光明園	江木町1231	社会福祉法人	4
	さらい	川曲町175-3	社会福祉法人	6
	短期入所前橋下沖町	下沖町126-5	株式会社	2
	ふおるて	富士見町小沢117-17	社会福祉法人	3
	短期入所前橋上大島町	上大島町387-5	株式会社	2
	SSカラフル	富士見町原之郷855-4	NPO法人	2
	短期入所 前橋鼻毛石町	鼻毛石町197-23	株式会社	2
	ファミリー前橋短期入所	富士見町原之郷776-3	株式会社	1
	グループホームふわふわ前橋堀之下（短期入所）	堀之下町321	株式会社	1
	あやめはうす前橋総社町	総社町総社1118	株式会社	2
	ここあ	川曲町17-1	社会福祉法人	8
	短期入所クライス前橋力丸町	前橋市力丸町285	株式会社	1
	短期入所リアン広瀬	前橋市広瀬町2-38-2	株式会社	1
障 害 者 支 援 施 設	泉荘	上泉町1858-1	社会福祉法人	47
	桂荘	上泉町1860-1	社会福祉法人	30
	青空	上増田町178	社会福祉法人	60
	障害者支援施設 赤城野荘	江木町1251-1	社会福祉法人	60
	ルンビニー苑	江木町1231	社会福祉法人	60
	こがね荘	青梨子町1655	社会福祉法人	40
共 同 生 活 援 助 事 業 所	いずみホーム	駒形町803	社会福祉法人	5
	のぞみホーム	上増田町317-2	社会福祉法人	4
	めぐみホーム	上増田町317-2	社会福祉法人	6
	めぐみホーム サテライト	上増田町1303 増田ハイツD棟102	社会福祉法人	1
	ひかりホーム	上増田町257-7	社会福祉法人	5
	かがやきホーム	上増田町333	社会福祉法人	2
	ケアホームRUN	亀泉町3-32	社会福祉法人	6
	ケアホームすきっぷ	亀泉町3-41	社会福祉法人	6
	わくわくハウス	上泉町338-1	社会福祉法人	6
	ケアホームじゃんぷ	上泉町338-2	社会福祉法人	6
	すまいるホーム	上増田町1852-5	社会福祉法人	4
	こがねホーム	青梨子町1690-3	社会福祉法人	6
	第2こがねホーム	青梨子町1690-12	社会福祉法人	6
	第一あかぎのホームA	亀泉町21-7 江木第一団地RD棟101	社会福祉法人	3
	第一あかぎのホームB	亀泉町21-7 江木第一団地RD棟102	社会福祉法人	3
	第一あかぎのホームC	亀泉町21-7 江木第一団地RD棟104	社会福祉法人	3
	第二あかぎのホーム	堤町542-90	社会福祉法人	6
	第三あかぎのホーム	堤町542-94	社会福祉法人	4
	ふれんどハウス	富士見町田島704	社会福祉法人	5
	ホームソレイユ	富士見町田島191-13	社会福祉法人	4
	グループホーム天豆	上増田町181-1	社会福祉法人	8
	グループホーム花豆	上増田町181-1	社会福祉法人	8

種 別	名 称	所 在 地	設 置 主 体	定員
共同生活援助事業所	グループホームからたち	上増田町59	社会福祉法人	7
	グループホームほおずき	上増田町59	社会福祉法人	7
	グループホームあかつき荘	西大室町448-3	社会福祉法人	10
	グループホーム赤城の里	江木町1073-18	医療法人	10
	光和ハイツ	城東町1-35-10	社会福祉法人	8
	明日葉S	城東町3-20-2	社会福祉法人	4
	明日葉T	城東町3-20-2	社会福祉法人	8
	明日葉U	城東町3-20-2	社会福祉法人	4
	星の家	富士見町引田516-108	NPO法人	5
	原之郷第2ホーム	富士見町原之郷 895-2ジュエルF101	NPO法人	2
	原之郷第3ホーム	富士見町原之郷 893-2ジュエルB102	NPO法人	2
	原之郷第3ホーム サテライトホーム	富士見町原之郷 893-1 ジュエルA101	NPO法人	1
	引田第2ホーム	富士見町引田516-108	NPO法人	6
	ぽっぽ石倉	石倉町3-6-3	社会福祉法人	6
	アイリス上泉	上泉町2007-2	社会福祉法人	7
	第1ドルフィン上小出	上小出町2-16-8	NPO法人	20
	第3ドルフィン関根	関根町3-36-2	NPO法人	8
	第8ドルフィン県営住宅広瀬	広瀬町3-30-3 広瀬第二 県営住宅1974-I 607	NPO法人	2
	第9ドルフィン県営住宅広瀬	広瀬町3-30-3 広瀬第二 県営住宅1974-I 612	NPO法人	2
	たびだち	下大島町596-1	医療法人	6
	ツインホーム桃	下大島町582-1	医療法人	9
	ツインホーム梨	下大島町582-1	医療法人	9
	フロイデ	下大島町583-1	医療法人	20
	たびだち2号	下大島町585-9	医療法人	6
	たびだち3号	下大島町583-16	医療法人	6
	ホームあおぞら	総社町4-20-2	社会福祉法人	7
	共同生活援助事業所グループホーム大地	大渡町1-23-8	NPO法人	4
	グループホームコスモスの風	江木町1157-1	公益社団法人	10
	杜の子ファームⅠ	粕川町中之沢70-101	NPO法人	10
	杜の子ファームⅡ	粕川町中之沢70-243	NPO法人	2
	杜の子ファームⅢ	粕川町室沢765-1	NPO法人	5
	グループホームサニー	古市町563-6	NPO法人	10
	サテライト空島	元総社町143 上信コーポ502	NPO法人	1
	サテライト赤髪	元総社町143 上信コーポ304	NPO法人	1
	ここいるcocoiru	元総社町2-18-7	NPO法人	7
	ブラームス	青梨子町382-1	社会福祉法人	4
	ショパン1	青梨子町1331 F101	社会福祉法人	3
	ショパン2	青梨子町1331 F102	社会福祉法人	2
	グループホーム亀泉荘	亀泉町477-1	社会福祉法人	7
	グループホーム樹の花	総社町総社2053-4	合同会社	10
	グループホームひまわり1	六供町2-1-1 ガイアエスポール102	一般社団法人	2

種 別	名 称	所 在 地	設 置 主 体	定員
共同生活援助事業所	グループホームひまわり 2	六供町2-1-1 ウヰィラエスボ°ワール101	一般社団法人	4
	グループホームひまわり 3	六供町2-1-1 ウヰィラエスボ°ワール106	一般社団法人	4
	グループホームひまわり 4	六供町2-1-1 ウヰィラエスボ°ワール105	一般社団法人	2
	グループホームひまわり 7	六供町3-16-2 キャトルセゾン101	一般社団法人	3
	グループホームひまわり 8	六供町3-16-2 キャトルセゾン105	一般社団法人	3
	グループホームひまわり 9	六供町3-16-10 ホワイトゥヰィラ102	一般社団法人	2
	グループホームひまわり 1 0	六供町3-16-10 ホワイトゥヰィラ103	一般社団法人	2
	グループホームひまわり 1 1	六供町3-16-10 ホワイトゥヰィラ105	一般社団法人	3
	グループホームひまわり 1 4	川曲町588-1 エスボ°ワール藤C101	一般社団法人	2
	グループホームひまわり 1 5	川曲町588-1 エスボ°ワール藤C102	一般社団法人	2
	グループホームひまわり 1 6	川曲町588-1 エスボ°ワール藤C103	一般社団法人	2
	グループホームひまわり 1 7	川曲町588-2 エスボ°ワール藤A101	一般社団法人	2
	グループホームひまわり 1 8	川曲町588-2 エスボ°ワール藤A202	一般社団法人	2
	グループホームひまわり 1 9	川曲町588-2 エスボ°ワール藤B201	一般社団法人	2
	グループホームひまわり 2 0	川曲町588-2 エスボ°ワール藤B202	一般社団法人	2
	グループホームひまわり 2 1	川曲町588-2 エスボ°ワール藤A102	一般社団法人	2
	グループホームひまわり 2 2	川曲町588-2 エスボ°ワール藤A103	一般社団法人	2
	グループホームひまわり 2 3	川曲町588-2 エスボ°ワール藤B101	一般社団法人	2
	グループホームひまわり 2 6	六供町3-16-2 キャトルセゾン104	一般社団法人	3
	グループホームひまわり 2 7	六供町3-16-2 キャトルセゾン102	一般社団法人	3
	グループホームひまわり 2 8	下新田町358-1 エトワールA棟101	一般社団法人	3
	グループホームひまわり 2 9	下新田町358-1 エトワールA棟201	一般社団法人	3
	グループホームひまわり 3 0	下新田町358-1 エトワールA棟102	一般社団法人	3
	グループホームひまわり 3 1	下新田町358-1 エトワールA棟202	一般社団法人	3
	グループホームひまわり 3 2	下新田町358-1 エトワールA棟103	一般社団法人	4
	グループホームひまわり 3 3	下新田町358-1 エトワールA棟203	一般社団法人	4
	グループホームひまわり 3 4	下新田町358-1 エトワールB棟101	一般社団法人	3
	グループホームひまわり 3 5	下新田町358-1 エトワールB棟201	一般社団法人	3

種 別	名 称	所 在 地	設 置 主 体	定員
共同生活援助事業所	グループホームひまわり 3 6	下新田町358-1 エトワールB棟102	一般社団法人	3
	グループホームひまわり 3 7	下新田町358-1 エトワールB棟202	一般社団法人	3
	グループホームひまわり 3 8	下新田町358-1 エトワールB棟103	一般社団法人	4
	グループホームひまわり 3 9	下新田町358-1 エトワールB棟203	一般社団法人	4
	グループホームふおれすと	総社町総社1723-5	有限会社	6
	グループホームふおれすと 2	総社町総社1723-5	有限会社	3
	ソーシャルインクルーホーム前橋下沖町Ⅰ	下沖町126-5	株式会社	10
	ソーシャルインクルーホーム前橋下沖町Ⅱ	下沖町126-5	株式会社	10
	くおーるハウス	富士見町小沢117-17	社会福祉法人	6
	ラウレア城東	城東町5-1-20	株式会社	5
	ラウレア小暮	富士見町小暮1896-12	株式会社	5
	ラウレア小沢	富士見町小沢524-20	株式会社	5
	ラウレア総社	総社町総社1581-36	株式会社	5
	ラウレア粕川	粕川町込皆戸411-7	株式会社	4
	ラウレア北代田	北代田町259-1	株式会社	5
	ラウレア城東2nd	城東町3-12-11	株式会社	3
	ラウレア渋川金井	渋川市金井509-11	株式会社	2
	ラウレア紅雲町	紅雲町1-17-13	株式会社	6
	ユーカーリ	下佐鳥町247-1	株式会社	4
	ベルガモ	広瀬町1-9-25	株式会社	4
	メリッサ	広瀬町3-11-2	株式会社	4
	ミント	上新田町808-8	株式会社	4
	グループホーム楓	富士見町石井1560-318	NPO法人	7
	グループホーム栂 1	総社町高井536-1	NPO法人	7
	グループホーム栂 2	総社町高井536-1	NPO法人	4
	グループホーム杏 1	南町2-52-3	NPO法人	7
	グループホーム杏 2	南町2-52-3	NPO法人	3
	オハナ大胡 A	茂木町203-12	株式会社	5
	オハナ大胡 B	茂木町203-12	株式会社	5
	ソーシャルインクルーホーム前橋 上大島町Ⅰ	上大島町387-5 1階	株式会社	10
	ソーシャルインクルーホーム前橋 上大島町Ⅱ	上大島町387-5 2階	株式会社	10
	わおん下細井	下細井町402-5	株式会社	6
	わおん青柳	青柳町103-5	株式会社	4
	わおん箱田	箱田町1406-3	株式会社	6
	わおん総社Ⅰ	総社町高井872-7	株式会社	4
	わおん総社Ⅱ	総社町高井872-4	株式会社	4
	G HカラフルⅠ	富士見町原之郷855-4	NPO法人	10
	G HカラフルⅡ	富士見町原之郷855-4	NPO法人	10
	ワークスタジオハウスB1 0 1	六供町4-2-5	一般社団法人	3
	ワークスタジオハウスB2 0 1	六供町4-2-6	一般社団法人	3
	ワークスタジオハウスA2 0 1	六供町4-2-7	一般社団法人	3
	ワークスタジオハウスC1 0 2	六供町4-2-7	一般社団法人	2

種 別	名 称	所 在 地	設 置 主 体	定員
共同生活援助事業所	ソーシャルインクルーホーム前橋 鼻毛石町Ⅰ	鼻毛石町197-23	株式会社	10
	ソーシャルインクルーホーム前橋 鼻毛石町Ⅱ	鼻毛石町197-23	株式会社	10
	ナッティホーム関根町	関根町3-1-12	株式会社	7
	あかり天川大島	天川大島町925-2	株式会社	4
	ファミリー前橋富士見 1	富士見町原之郷776-3	株式会社	10
	ファミリー前橋富士見 2	富士見町原之郷776-3	株式会社	9
	グループホームふわふわ前橋堀之 下A	堀之下町321	株式会社	10
	ライフワンホーム前橋総社A1	総社町植野723-5	株式会社	5
	ライフワンホーム前橋総社A2	総社町植野723-5	株式会社	5
	あやめはうす前橋総社町 1 階	総社町総社1118	株式会社	10
	あやめはうす前橋総社町 2 階	総社町総社1118	株式会社	10
	あんど	川曲町162番地	社会福祉法人	7
	リアン広瀬	広瀬町2-38-2	株式会社	5
就労移行支援事業所	とらっぱ	日吉町2-17-10	社会福祉法人	6
	とも	上増田町318-2	社会福祉法人	6
	S A K U R A 前橋センター	表町2-30-8 AQERU4階	株式会社	20
	ワークスタジオ前橋	天川大島町1203-1 金井ビル2階	一般社団法人	20
	チャレンジドジャパン前橋センター	本町2-2-12 前橋本町スクエアビル8階	株式会社	20
	あいりんくすプラス六供	六供町1105-8	株式会社	20
就労継続支援A型事業所	エコハンズ	上泉町458-1	合同会社	20
	きぼう	南町3-38-3	株式会社	20
	オーブ	表町2-27-19 アンシャノール2階	株式会社	20
	就労継続支援多機能型事業所ルミ エール	南町 2-47-1 SOLANAⅡ I	一般社団法人	10
	イナバファーム前橋	問屋町 2-13-1 エムエスビルディング 202	株式会社	20
	CLOVERワークス	千代田町 2-2-11 Gs レジデンス 1 階	株式会社	10
	ナ・セバナス	六供町4-9-5	株式会社	20
就労継続支援B型事業所	社会就労センターぴいす	広瀬町3-7-15	社会福祉法人	20
	とらっぱ	日吉町2-17-10	社会福祉法人	14
	わーくはうすすてっぷ	東上野町136-1	社会福祉法人	20
	セルプおおむろ	西大室町285	社会福祉法人	10
	とも	上増田町318-2	社会福祉法人	34
	ワークハウスドリーム	城東町3-15-26	社会福祉法人	24
	障害福祉サービス事業所 ゆずりは	青梨子町668-2	社会福祉法人	20
	障害福祉サービス事業所 なかま	富士見町小沢117-6	社会福祉法人	21
	光明園	江木町1231	社会福祉法人	20
	まほろ	青柳町983-1	社会福祉法人	40
	ガーデンタイム	荒子町109	社会福祉法人	20
	サニーズマーケット	田口町177-3	社会福祉法人	20
	ラスター	上泉町1503-3	社会福祉法人	20
	よろず屋寒春	天川大島町1203-6	社会福祉法人	27

種 別	名 称	所 在 地	設 置 主 体	定員
就労継続支援B型事業所	ワークプラザ虹	下小出町2-44-3	NPO法人	20
	こせら	富士見町原之郷1064-1	社会福祉法人	20
	菜の花	青梨子町379-1	社会福祉法人	20
	ゆーハウス前橋	川原町1-39-14	NPO法人	20
	麦わら屋	高井町1-30-3	NPO法人	30
	あいりんくす	文京町4-20-15	株式会社	20
	さくらの丘	荒牧町2-36-14	NPO法人	20
	障がい福祉サービス事業所太陽	上増田町57-1	社会福祉法人	20
	就労継続支援B型事業所ボーデン	下大島町615-1	株式会社	20
	リーフ	総社町総社1688	有限会社	20
	杜の実	粕川町中之沢70-243	NPO法人	20
	れいんぼうかんぱに	柏倉町520-1	社会福祉法人	10
	あかつき	西大室町448-3	社会福祉法人	20
	トゥデイ	下新田町588	NPO法人	12
	ウーカ・ウーカ	南町1-13-14 けやきヒルズ南町102	株式会社	20
	ING	東善町43-3	有限会社	20
	レオナルド・ダ・ヴィンチ牧場	富士見町石井1880-11	社会福祉法人	20
	ワークスタジオプラス	天川大島町1433-1 カスケード天川大島ビル1F	一般社団法人	20
	風の時代	荒口町539-2	合同会社	14
	ウーリー前橋	南町3-38-3 前橋ユアビル2階	株式会社	20
	就労継続支援多機能型事業所ルミエール	南町2-47-1 SOLANA II I	一般社団法人	15
	就労継続支援B型事業所 えがお	千代田町2-7-14	合同会社	20
	就労継続支援B型事業所 進-SHIN-	天川大島町1368-8	有限会社	20
	ガジュマル	滝窪町885-44	NPO法人	20
	CLOVERワークス	千代田町2-2-11 Gsレジデンス1階	株式会社	10
	多機能型事業所 自立訓練スタジオ前橋 (就労継続支援B型)	広瀬町2-24-4	一般社団法人	10
	前橋市多機能型事業所こころ	朝日町3-21-14	前橋市	20
	HAPPILY.	富士見町田島258-1	合同会社	20
自立訓練(機能訓練)事業所	ココロデイサービスまえばし	総社町総社2544-5	有限会社	30
自立訓練(生活訓練)事業所	トゥデイ	下新田町588	NPO法人	8
	自立訓練事業所 フィールアットホーム前橋	下小出町2-24-20 エステート宮島1A	株式会社	20
	多機能型事業所 自立訓練スタジオ前橋	広瀬町2-24-4	一般社団法人	10
就労定着支援事業所	チャレンジドジャパン前橋センター (就労定着支援)	本町2-2-12 前橋本町スクエアビル8階	株式会社	-
	SAKURA前橋センター	表町2-30-8 AQERU4階	株式会社	-
	ワークスタジオ前橋 就労定着支援事業所	天川大島町1203番地1 金井ビル2階	一般社団法人	-
相談支援事業所	前橋市地域活動支援センターピアーズ	日輪寺町176-1	社会福祉法人	-
	前橋市障害者生活支援センター	日吉町2-17-10	社会福祉法人	-
	赤城野荘障害者相談支援事業所 (前橋市障害者生活支援センター)	日吉町2-17-10	社会福祉法人	-

種 別	名 称	所 在 地	設 置 主 体	定員
相 談 支 援 事 業 所	指定相談支援事業所ドアーズ	下大島町596-1	医療法人	-
	あいのて相談支援事業所	上佐鳥町560-3	株式会社	-
	青空相談支援事業所	上増田町57-1	社会福祉法人	-
	障がい福祉相談支援事業所ぽっか	新前橋町16-36 新前橋ビル101	社会福祉法人	-
	ぽかぽか	江木町1251-3	社会福祉法人	-
	ひとこし発達相談室	城東町3-20-7	社会福祉法人	-
	相談支援事業所ゆりのき	江木町1241	公益社団法人	-
	相談支援事業所アベリア	青柳町983-1	社会福祉法人	-
	あかぎ相談支援事業所	富士見町小沢117-7	社会福祉法人	-
	相談支援あびりてい	本町1-6-17 薊貸店舗 1 階	一般社団法人	-
	相談支援事業所クローバー前橋	南町3-12-1 アークヴィレッジ II 201	医療法人	-
	ベル相談支援事業所	宮地町57-1	一般社団法人	-
	特定相談支援事業所フィールアットホーム前橋	下小出町2-24-20 エステート宮島1A1B	株式会社	-
	相談支援事業所たよいろ	上泉町1357-2 アイデルパレス303	一般社団法人	-
	前橋相談支援センター	住吉町2-10-21 2階	株式会社	-
	相談支援事業所みらいく	山王町1-1-3 コモンヒロセ 2階2-2	一般社団法人	-
	ケア フォルス	五代町909-1	株式会社	-
	相談支援事業所 こねくとりんぐ	六供町4-23-1 サニーガ ーデンオフィスビル 1 階	株式会社	-
	障がい者・児 相談支援事業所 ほなみ	朝倉町842- 1	社会福祉法人	-
	前橋メンタルケア総合事務所	上泉町2079-3	株式会社	-
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	ピアーズ	日輪寺町176-1	社会福祉法人	20
	あざみ	西片貝町2-132	社会福祉法人	15
	ひまわり	広瀬町1-31-13	NPO法人	20
	ももの木	茂木町258-2	NPO法人	15
	ポプラ	新前橋町17-30 3階	NPO法人	10
	地域活動支援センターこころ	朝日町3-21-14	前橋市	20
	地域活動支援センターおおご	堀越町607-1	前橋市	20
	地域活動支援センターみやぎ	鼻毛石町2271-8	前橋市	10
	地域活動支援センターかすかわ	粕川町前皆戸194-1	前橋市	10
	地域活動支援センターふじみ	富士見町小沢117-4	前橋市	12
児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー	たんぽぽ学園	江木町1251-3	社会福祉法人	40
	こどもサークル駒形つなぐ園	駒形町1380-11	株式会社	24
児 童 発 達 支 援 事 業 所	ぽぼろ	江木町521	社会福祉法人	10
	桑の木	城東町3-12-6	社会福祉法人	10
	わくわくランドたんぽぽ	日吉町2-17-10	社会福祉法人	10
	チャイルドハウスゆうゆう	鰐島町62-1	NPO法人	10
	児童発達支援一期	粕川町西田面74-10	株式会社	10
	ぽぼろ石倉	石倉町2-11-3	社会福祉法人	10
	Little Kid's Club	東上野町136-2	社会福祉法人	10
	ちゃいるどえっぐ	古市町569-1	NPO法人	10
	コペルプラス前橋教室	城東町3-19-11 城東グランドレジデンス1階	株式会社	10

種 別	名 称	所 在 地	設 置 主 体	定員
児 童 発 達 支 援 事 業 所	あずいずきつ朝倉	朝倉町154-4	株式会社	10
	こどもサークル前橋	元総社町190-4 2階	株式会社	10
	こどもサークル大胡	堀越町352-6	株式会社	10
	こどもサークル住吉	住吉町2-10-21	株式会社	10
	グローバルキッズメソッド70	天川大島町3-1-2	株式会社	10
	こどもサークル上小出	上小出町2-27-7	株式会社	10
	こどもサークル荒牧	荒牧町1-44-8	株式会社	10
	ルプシ	三俣町3-24-20	株式会社	10
	こどもサークル蒼海城前	元総社町2269-1	株式会社	10
	グローバルキッズメソッド101	大利根町2-1-6	株式会社	10
	コペルプラス 前橋六供教室	六供町5-20-8 サザンテラスB	株式会社	10
	つくしキッズ	富士見町田島704	社会福祉法人	10
児 童 発 達 支 援 ・ 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス (多 機 能 型) 事 業 所	児童発達支援・放課後等デイサービス桜	敷島町240-32	NPO法人	10
	聴覚障害児 児童クラブきらきら	六供町1-18-5 ロイヤルパレス102	NPO法人	10
	ちやいるどえつぐ元総社すくーる	元総社町1843-3	NPO法人	10
	桜彩	総社町植野873-16	NPO法人	10
	こどもサークル大友	大友町3-1-12	株式会社	10
	共生型児童発達支援あおい／共生型放課後等デイサービスあおい	江木町76	有限会社	70
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス 事 業 所	糸車	城東町3-20-7	社会福祉法人	10
	つゆ草クラブ	富士見町小沢117-8	社会福祉法人	10
	K i d ' s C l u b	東上野町136-2	社会福祉法人	10
	ふれんどクラブたんぼぼ	江木町1231	社会福祉法人	10
	第2つゆ草クラブ	富士見町田島704	社会福祉法人	10
	ぽっば桂萱	堀之下町212-3	株式会社	10
	はばたき	堀之下町212-1	株式会社	10
	つぼみ	石倉町4-5-7 イングス1-B	株式会社	10
	メロディー	昭和町3-4-7	株式会社	10
	放課後等児童デイサービスふわふわふくろう	五代町909-1	株式会社	10
	ぱれっと	城東町3-15-26	社会福祉法人	10
	みらい	川曲町176-1	社会福祉法人	10
	フォレスト放課後デイ前橋北	下細井町2312-19	合同会社	10
	ハッピーテラス前橋教室	六供町1-21-8	合同会社	10
	放課後デイつばさ上佐鳥	上佐鳥町15-2	株式会社	10
	放課後デイつばさ駒形	駒形町647-34	株式会社	10
	さぼてんきつず	下新田町649-15	株式会社	10
	樹の花 はなみずき	総社町総社2602-1	合同会社	10
	放課後等デイサービス空飛ぶぺんぎん	小屋原町1688-3	株式会社	10
	ディグ・スマイル・前橋南教室	南町2-65-1	株式会社	10
	ナッティ	下小出町2-2-14	株式会社	10
	ジーニアス	西片貝町5-9-12	合同会社	10
	さぼてんきつず六供	六供町4-23-1 サニターデンオフィビル2階	株式会社	10
	ぽぼろ・まーら	富田町1575-2	社会福祉法人	15
	YMCAカラフル	国領町1-4-1	公益財団法人	10
	ステップハート	総社町植野344-35	NPO法人	10

種 別	名 称	所 在 地	設 置 主 体	定員
放課後等デイサービス事業所	ナッティ北代田	北代田町640-5	株式会社	10
	ディグ・スマイル・前橋西教室	箱田町357-8	株式会社	10
	さぼてんきつ朝日	朝日町3-27-6	株式会社	10
	ナッティ桃木川	下小出町2-41-10	株式会社	10
	ぽっぽ大胡	茂木町1173-1	株式会社	10
	こどもサークル前橋東	元総社町175-2	株式会社	10
	ディグ・スマイル・前橋北教室	日吉町4-6-9	株式会社	10
	放課後等児童デイサービスわくわくふくろう	樋越町500-2	株式会社	10
	だるま自立支援ラボ	田口町143-1	株式会社	33
	ジーニアスの卵	富士見町小暮2617-32	合同会社	10
	After school program 'Ohana	広瀬町2-24-1-101	一般社団法人	10
	元総社すくーる 2	元総社町1-2-13	NPO法人	10
	サニーズマーケット	田口町177-3	社会福祉法人	10
	ディグ・スマイル・前橋東教室	駒形町442-5	株式会社	10
	とらびっこ	六供町4-38-12	株式会社	10
	ジーニアスユニバーサルメソッド 前橋その1	大友町3-14-11	株式会社	10
	あおはるキッズ	広瀬町1-26-17	株式会社	10
	はばたき第2	大胡町78-1	株式会社	10
	スポーツきつずアカデミア片貝校	東片貝町6-7	株式会社	10
	うらら前橋	問屋町1-5-1 105	合同会社	10
	ステップハート新前橋	新前橋町14-15	NPO法人	10
	こどもサークル前橋（放課後等デ イサービス）	元総社町190-2 カネキビル2階	株式会社	20
	メロディーもとそうじゃ	元総社町96-1	株式会社	10
	すまいるキッズたんぽぽ	江木町1251-3	社会福祉法人	10
福 祉 ホ ー ム	メゾンすてっぷ	亀泉町3-83	社会福祉法人	14
福祉型障害児入所施設	しろがね学園	東大室町177-1	群馬県	54
こども発達支援センター	前橋市こども発達支援センター	朝日町3-36-17	前橋市	-
障 害 者 教 養 文 化 体 育 施 設	前橋市障害者教養文化体育施設 （前橋サン・アビリティーズ）	上佐鳥町539-2	前橋市	-
母 子 生 活 支 援 施 設	のぞみの家	岩神町2-8-24	社会福祉法人	20 世帯
児 童 自 立 支 援 施 設	ぐんま学園	川原町826	群馬県	54
児 童 養 護 施 設	地行園	江木町1304	社会福祉法人	45
	地域小規模施設 第二地行園	朝日町3-12-21	社会福祉法人	6
	地域小規模施設 第三地行園	江木町1305	社会福祉法人	6
	鐘の鳴る丘少年の家	堀越町880	社会福祉法人	40
隣 保 館	前橋市隣保館	粕川町西田面192-1	前橋市	-
社 会 福 祉 協 議 会	前橋市社会福祉協議会	日吉町2-17-10	社会福祉法人	-

(3) 総合福祉会館

前橋市総合福祉会館は、障害福祉、高齢福祉、児童母子福祉、地域福祉等の機能を1か所に集約し、「福祉の拠点」を目的として平成15年1月に開館した。

多様化する福祉ニーズに対する相談機能をはじめ、障害者・障害児の訓練施設、高齢者の生きがい活動を支援する施設、子育て支援を行う施設、福祉ボランティアが活動するための施設がある。

会館内には、生涯学習を通じて市民が相互に交流を深めるための「第四コミュニティセンター」や、児童厚生施設である日吉児童館、住民票・税証明などを発行する「証明交付コーナー」が併設されている。

《施設概要》

階 別	部 屋 名 等
1 階	管理事務室・総合案内、第四証明交付コーナー、指導監査課、障害者生活支援センター(障害者就業・生活支援センター含む)、第1～第3相談室、高齢者電話訪問コーナー、喫茶コーナー、市内障害者施設自主制作製品展示販売コーナー、障害児通所支援事業所、おもちゃの図書館、日吉児童館、水治療室、インナースクエア
2 階	いきいき談話室、健康増進室、日常生活動作訓練室、社会適応訓練室、子育て研修室、多目的ホール、第1控室、第四コミュニティセンター(視聴覚室、第1・第2集会室、第1・第2和室、文化教養室、調理実習室、造形創作室、窯室)
3 階	第1～第5会議室、印刷室、心配ごと相談室、録音室、第2控室、前橋市社会福祉協議会事務局、ボランティアセンター、第1・第2作業室、前橋市老人クラブ連合会、更生保護サポートセンター
地下1階	書庫、倉庫、備蓄保管庫、サービスセンター、機械室

(4) そ の 他

ア 生活福祉資金貸付事業

この事業は、低所得、障害者及び高齢者世帯の方々に、資金の貸付けと合わせて必要な相談支援を行うことで、その経済的自立や生活意欲の向上を図り、また在宅福祉及び社会参加を促進し、安定した生活を送れるようにするもの。ただし、返済能力を考慮したうえでの貸付となる。

なお、利用の際には、生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、効果的、効率的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

＜貸付対象＞

- ① 低所得世帯 資金の貸付に合わせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、その必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯(収入要件あり)
- ② 障害者世帯 障害者の属する世帯
- ③ 高齢者世帯 65歳以上の高齢者の属する世帯(収入要件あり)

＜資金の種類＞

- ① 総合支援資金(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)
- ② 福祉資金(福祉費、緊急小口資金)
- ③ 教育支援資金(教育支援費、就学支度費)
- ④ 不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

＜相談及び申込みの取次ぎ＞ 前橋市社会福祉協議会(まえばし生活自立相談センター)

＜貸付決定及び貸付交付＞ 群馬県社会福祉協議会

イ 車イスの短期貸出

市内に在宅で生活し、身体に支障があり車イスが必要な人を対象に1週間の短期貸出を行っている。

＜保有状況＞ (令6.4.1現在)

物	品	名	保	有	台	数
車	イ	ス			30	

＜使用料＞ 無料

＜実施主体＞ 前橋市社会福祉協議会(ボランティアセンター)

ウ 心配ごと相談所の運営

ひろく住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行って地域住民の福祉の増進をはかることを目的とする。

開設場所	開設日	開設時間	相談方法	電話番号
前橋市社会福祉協議会	月～金曜日	午後1時～4時	電話相談または 面接相談	237-5006
前橋市社会福祉協議会 大胡支所	奇数月第4水曜日	午後1時～3時	面接相談（予約制）	283-2001
しきしま老人福祉センター ひろせ老人福祉センター おおとも老人福祉センター	毎月最終木曜日		面接相談	233-2121
				261-0880 252-3077

エ おもちゃの図書館の運営

障害のある子もない子も一緒におもちゃを通して楽しく遊ぶ交流の場として開館している。また、おもちゃの貸し出しも行っている。趣旨にご理解のある方は、どなたでも利用できる。

開設場所	開設日	開設時間	実施主体
前橋市総合福祉会館1階 おもちゃの図書館	第1、3土曜日	午後1時30分～4時	前橋市社会福祉協議会

オ 日常生活自立支援事業（旧名称：地域福祉権利擁護事業）

認知症高齢者など判断能力が十分でない方が、地域で安心して日常生活が過ごせるよう、「福祉サービスの利用援助」や「日常的金銭管理」、「書類などの預かりサービス」の支援を行うもの。（所轄庁：厚生労働省、実施主体：群馬県社会福祉協議会）

<対 象 者>

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者などで判断能力が十分でない方や権利の主張や行使が困難な方
<相談窓口及びサービス提供> 前橋市社会福祉協議会

カ 成年後見制度利用促進事業

成年後見制度の利用や地域連携の中心的な役割を担う「中核機関（あんしんサポートまえばし）」を前橋市社会福祉協議会に設置。成年後見制度に関する支援機関として相談窓口を設置し、広く周知啓発等を行い、前橋市における成年後見制度の利用促進を図る。

<成年後見専門相談>

開設場所	開設日	開設時間	相談方法	電話番号
前橋市社会福祉協議会	第2水曜日、第3土曜日、第4木曜日	午前10時から午後12時（予約制）	面接相談	237-1261

キ 中国帰国者援護事業

群馬県中国残留帰国者協会前橋支部補助事業

中国残留帰国者及びその家族の日本社会への円滑な自立の促進と地域社会との交流を図る。

ク 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援事業（まえばし生活自立相談センター）、住居確保給付金の支給、家計改善支援事業、就労準備支援事業（チャレンジセンターまえばし）、まえばし学習支援事業（M-Change）、子どもの仕事への興味促進事業（チャレンジキッズプログラム）、一時生活支援事業、まえばしフードバンク事業（フードバンクまえばし）等の各種支援により、生活保護に至る前の段階における自立支援の推進と貧困の連鎖解消に向けた取り組みを図る。

2 高 齢 福 祉

(1) 高 齢 福 祉

《高齢者の状況》

(令6.3.31現在)

区 分	合 計	男	女	対市民割合
60 歳 以 上	119,479	53,612	65,867	36.32 %
65 歳 "	99,541	43,763	55,778	30.26
70 歳 "	79,069	33,676	45,393	24.03
75 歳 "	55,639	22,454	33,185	16.91
80 歳 "	34,725	12,933	21,792	10.55
85 歳 "	18,303	5,963	12,340	5.56
90 歳 "	7,814	2,059	5,755	2.38
95 歳 "	2,088	406	1,682	0.63
100 歳 "	257	31	226	0.08
市 人 口	328,996 人	160,925 人	168,071 人	—

ア 生活管理指導短期宿泊事業

基本的生活習慣の維持が難しいひとり暮らしの高齢者等に対し、養護老人ホーム等において短期間の宿泊により日常生活に対する指導及び支援を実施する。

イ シルバーハウジング生活援助員派遣事業

60歳以上の高齢者のための設備・仕様を有するシルバーハウジング（市営住宅）に、生活援助員（L S A）を派遣し必要なサービスを提供する。

＜主なサービス＞

生活指導・相談 安否の確認 緊急時の対応 関係機関との連絡調整 日常生活上必要な援助

＜シルバーハウジングの概要＞

団 地	場 所	戸 数
広瀬第四団地	広瀬町二丁目20番地 S E棟 市営住宅内	14戸（世帯向け4戸、単身向け10戸）
広瀬第五団地	広瀬町三丁目20番地 U B棟 市営住宅内	15戸（世帯向け5戸、単身向け10戸）
	広瀬町三丁目20番地 U D棟 市営住宅内	16戸（世帯向け8戸、単身向け8戸）
	広瀬町三丁目20番地 U E棟 市営住宅内	16戸（世帯向け4戸、単身向け12戸）

(2) ねたきり・認知症高齢者対策

ア 高齢者介護慰労金

在宅介護の慰労を図るため、介護者に慰労金を支給する。

＜対 象 者＞

次のいずれにも該当する方

- ① 市内に居住し、住民票に登録がある65歳以上の方を介護している方
- ② 要介護4又は5の方を在宅において、申請前6か月間以上継続して介護している方

※ 入院期間やショートステイ利用日数などの条件あり。

＜支 給 額＞ 年額 80,000円

イ 要介護高齢者おむつサービス

在宅の寝たきり状態又は認知症等により常時おむつを必要とする高齢者に、おむつの給付サービスを実施することにより、要介護高齢者の日常生活を支援するとともに、介護者及び家族の心身的及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

＜対 象 者＞

次のいずれにも該当する方

- ① 市内に居住し、住民票に登録されている方
- ② 65歳以上の方
- ③ 市民税非課税（介護保険料の所得段階が1から5まで）の方
- ④ 要介護3、4又は5の認定を受けた方
- ⑤ 寝たきり状態又は認知症等により常時おむつを必要とする方
- ⑥ 施設に入所、入院又は入居（入所等）をしていない方。ただし、ショートステイ等を除く。
- ⑦ 月の入所等及びショートステイ等の利用日数の合計が15日を超えていない方

＜サービスの内容＞

- ① 1年度4回に分けて対象者宅まで事業者がおむつ等を配送するとともに対象者の安否の確認を行う。
- ② 対象者1人につき1か月あたり上限3,000円分のおむつ等を給付する。

ウ 在宅ねたきり高齢者等出張理・美容サービス

在宅のねたきり高齢者等に対し、出張理・美容サービスを実施することにより、衛生的で快適な生活を維持することを目的とする。

＜対 象 者＞

次のいずれにも該当する方

- ① 市内に居住し、住民票に登録されている方
- ② 65歳以上の方
- ③ 寝たきり状態又は歩行困難等で理容店又は美容店において理美容サービスを受けることが困難な方
- ④ 要介護3、4又は5の認定を受けた方
- ⑤ 施設に入所、入院又は入居（入所等）をしていない方。ただし、ショートステイ等を除く。
- ⑥ 月の入所等及びショートステイ等の利用日数の合計が15日を超えていない方

＜サービスの内容＞

対象者1人につき出張理・美容サービス利用券を年4枚交付する。

- ① 理容サービス 散髪・顔そり・洗髪
- ② 美容サービス カット・シャンプー・ブロー

エ 認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業

介護保険サービス等の利用において、本人の判断能力に不安があり、成年後見制度の利用が有効と認められるものの、費用負担が難しい方に対し、その費用の補助を行うことにより成年後見制度の利用支援を図る。

① 市長が審判の申立てを行う場合

＜対 象 者＞

次のいずれにも該当する方

- A 認知症高齢者等で、介護保険サービス又は保健福祉サービスを利用している、又は利用しようとする方
- B 市長が、後見、保佐又は補助開始の審判の申立てを行うことが必要な方
- C 助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる方
- D 申請時の預貯金の額が600,000円以下の方

＜補助対象経費＞

- A 申立経費（登録手数料、鑑定費用等）

ただし、家庭裁判所の費用負担命令により本人に求償できる額を除く。

- B 後見人等の報酬

{	在宅	月28,000円を限度
	施設	月18,000円を限度

② 4 親等以内の親族が審判の申立てを行う場合

＜対 象 者＞

次のいずれにも該当する方

- A 認知症高齢者等で、介護保険サービス利用契約や福祉サービス利用支援制度の利用契約をしようとする方
- B 後見、保佐又は補助開始の審判の申立てを行うことが必要な方
- C 生活保護受給者又は同者に準じる者で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる方
- D 申請時の預貯金の額が600,000円以下の方

＜補助対象経費＞ 月15,000円を限度（後見人等の報酬を含む）

オ GPS端末貸出事業

GPS端末を携行することで、認知症等により行方不明になった場合、行方不明となった方の位置情報を検索し、所在の情報を得られる。

＜対 象 者＞

- ① 在宅の65歳以上の高齢者で、行方不明になるおそれがある方
- ② 在宅の40歳以上65歳未満の者で、認知症、高次脳機能障害及びその他の認知機能低下をきたす疾患により、行方不明になるおそれがある方

＜負 担 額＞ 毎月1,000円を自己負担

カ 見守りキーホルダー登録事業

認知症等により行方不明となるおそれのある高齢者に対し、行方不明となった場合、早期発見、早期保護できるように、身元特定できる情報や、顔写真、緊急連絡先を事前に登録する。

＜対 象 者＞

- ① 在宅の65歳以上の高齢者で、行方不明になるおそれがある方
- ② 在宅の40歳以上65歳未満の者で、認知症、高次脳機能障害及びその他の認知機能低下をきたす疾患により、行方不明になるおそれがある方

＜費 用＞ 無料

(3) 日常生活支援事業

ア 布団乾燥サービス

65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者等で、市民税非課税世帯の方を対象として、布団乾燥サービスを実施し、衛生的で快適な生活を維持することを目的とする。（業者委託、月1回実施）

イ 布団丸洗いサービス

65歳以上の在宅のねたきり高齢者等で、市民税非課税世帯の方を対象として、布団丸洗いサービスを実施し、在宅生活の快適化と介護負担の軽減を図る。（業者委託、年3回実施）

ウ 高齢者支援見守り配食事業

買物・調理が困難な高齢者や低栄養の予防・改善が必要な高齢者に、身体の状態を考慮した食事を提供することで、見守りや栄養改善を行う。

＜実施方法＞

配食事業者が弁当を対象者宅まで届ける。

＜対象者・条件等＞

65歳以上の事業対象者、要支援・要介護の認定者で次の①か②のいずれかに該当し、③と④の条件を満たす方

- ① 低栄養のリスクがある方（BMI 18.5未満かつ半年間で体重が2kg以上減）
- ② ひとり暮らしや高齢者のみの世帯等で、買物や調理が困難で見守りが必要な方
- ③ 介護保険料の滞納がない方
- ④ ケアマネジメントで配食の必要性が認められた方

＜補 助 額＞

1食500円（おかずのみは450円）以上の食事に250円

※ 介護保険料区分第1段階から第3段階に該当する方（生活保護受給者は除く）は1食350円

エ 高齢者補聴器購入費助成事業

聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度難聴の高齢者に対し、管理医療機器認定を受けた補聴器の購入費用を一部助成する。

<対 象 者>

次のいずれにも該当する方

- ① 市内に居住し、住民票に登録がある65歳以上の方
- ② 市民税非課税世帯（世帯に属する全員が、市民税非課税）
※ 申請日が4月1日から6月30日までの場合は、前年度の課税状況
- ③ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ④ 耳鼻咽喉科の医師から次の基準を満たすと認められ、当該医師の意見書等を提出することができる方

【基準】

両耳とも聴力レベルが40dB以上で、かつ、聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象にならない

※ 診察料、検査料、意見欄作成料等は自己負担

- ⑤ 過去5年間に、前橋市自立高齢者日常生活用具給付事業（現物給付の事業）による補聴器又は助聴器の給付を受けていない方
- ⑥ 過去に、本事業による助成金の交付を受けていない方

<助 成 額> 補聴器の購入に必要な費用と25,000円とのいずれか低い額

(4) ひとり暮らし高齢者対策

ア ひとり暮らし高齢者訪問

地域の老人クラブ会員やボランティア等が、地域内のひとり暮らしの高齢者（原則として70歳以上）を訪問し、声かけ等を行うことにより、高齢者の安否を確認し孤独感を和らげ、住みなれた地域環境の中で、自立して健康な明るい生活が送れるようにするとともに、地域連帯意識の高揚を図る。（市老人クラブ連合会へ委託）

イ 緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者等に緊急通報システムを設置し、日常生活の便宜を図る。

<対 象 者>

本市の住民票に記載されている生活保護世帯、中国残留邦人支援法受給世帯、または市民税非課税世帯であって、次のいずれかに該当する方

- ① 75歳以上のひとり暮らし世帯
- ② 65歳から74歳で、事業対象者、要支援・要介護認定を受けているひとり暮らし世帯
- ③ 世帯全員が健康状態、身体状態若しくは日常生活動作に支障があるか又は定期的に安否の確認を行う必要がある世帯で次のいずれかに該当する方
 - A 世帯全員が65歳以上の世帯
 - B 65歳以上の者と身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳のいずれかを所持する者の世帯
- ④ その他市長が特に必要と認めた世帯

ウ 老人福祉電話事業

本市の住民票に記載されている生活保護世帯、中国残留邦人支援法受給世帯、または市民税非課税世帯であって、世帯全員が健康状態、身体状態若しくは日常生活に支障があるかまたは定期的に安否確認を行う必要がある世帯で、次のいずれかに該当する方

- ① ひとり暮らしで65歳以上の世帯
 - ② 世帯全員が65歳以上の世帯
 - ③ 世帯全員が65歳以上の者と重度の身体障害者の世帯
 - ④ その他市長が特に必要と認めた世帯
- ※ 平成26年～新規貸与廃止

エ ヒトリ暮らし高齢者公衆浴場利用券給付事業

市内に居住する65歳以上のひとり暮らしで在宅の高齢者の快適な生活の保持及び生きがいの増進等を図るため、希望者に対し年間36枚の公衆浴場の無料入浴利用券を交付。

(5) 生きがい対策

ア 敬老祝金等

9月1日現在、本市に居住し、住民基本台帳の住民票に記載されている高齢者に年齢の節目により祝金を贈呈。

<祝金の額>

年 齢	88歳（米寿）	100歳（百寿）
贈呈額	10,000円	100,000円

※ その他100歳到達者に国からの慶祝状及び祝品の贈呈を行っている。

イ 高齢者電話訪問事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して電話訪問を行い、定期的に安否確認をすることで不安解消に努める。（前橋市社会福祉協議会へ委託）

ウ 高齢者はり・きゅう・マッサージサービス施術料助成

高齢者の健康増進と福祉の向上を図るため、70歳以上で在宅の希望者に施術料の一部を助成する。

はり・きゅう・マッサージサービス共通割引券1人年5枚交付（1枚 1,000円）

(6) 老人クラブ

《老人クラブの現況》

（令和5年度）

老人クラブ数及び会員数							加入率 (B) (A)
60歳以上 の人口(A)	49人以下		50人以上		計		
	クラブ数	会員数	クラブ数	会員数	クラブ数	会員数(B)	
119,141	41	1,547	135	13,107	176	14,654	

ア 市老人クラブ連合会補助

前橋市老人クラブ連合会の自主活動の促進と健全な育成を図るため、その活動費を補助する。

イ 老人クラブ育成事業補助

単位老人クラブの自主的活動の促進と健全な育成を図るため、その活動費を補助する。

(7) 老人福祉センター

ア 事業

① 文化・スポーツ・レクリエーション

・センター主催教室

・自主クラブ活動（社交ダンス、太極拳、新卓球、歌謡曲、民謡、大正琴、書道、墨絵、水彩画、茶道、陶芸、手編み等）

② 健康増進教育

・介護予防事業（ピンシヤン！元気体操教室等）

・健康教室（健康、疾病等に関する講演）

・健康相談（保健師、看護師による血圧測定、健康相談）

・健康機器（マッサージ機器、電位治療器）

③ 機能訓練（理学療法士・保健師・看護師等による機能訓練の指導助言）

④ 各種相談事業（生活相談、健康相談）

イ 利用方法等

<開館時間> 午前9時30分～午後5時（かすかわ・ふじみは午後4時まで）

<休 館 日> 祝祭日、年末年始、日曜日、土曜日（かすかわ・ふじみのみ）

<使用料（1日）>

区 分		本 市 住 民		本市の住民以外	あ ず ま や (しきしま老人福祉センター)
		個 人	団 体		
老人	65歳 以上	無料（無料利用券発行）		200 円	半 日 600 円
	60歳～64歳	100 円	90 円		
一般	16歳～59歳	150 円	130 円	300 円	1,200 円
子供	4 歳～15歳	100 円	90 円	200 円	

※ ふじみ老人福祉センターは60歳以上無料

ウ 送迎バス（無料）

しきしま老人福祉センター	芳賀、桂萱、南橋、本庁東各コース
ひろせ老人福祉センター	永明・文京、城南北部、城南南部・駒形・上川淵・下川淵各コース
おおとも老人福祉センター	東、総社・清里、元総社、本庁西各コース
かすかわ老人福祉センター	なし ※ ふるさとバスで代替
ふじみ老人福祉センター	なし ※ るるんバスで代替

エ 施設概要

区 分	しきしま老人福祉センター	ひろせ老人福祉センター	おおとも老人福祉センター	かすかわ老人福祉センター	ふじみ老人福祉センター
開 設	昭和54. 8. 10 特A型 (昭和43. 4. 1A型を建替)	平成5. 10. 13 A型	平成12. 2. 1 A型	昭和59. 2. 1 A型	昭和55. 7. 1 A型
位 置	荒牧町1154-1	広瀬町二丁目16	大友町一丁目12-10	粕川町前皆戸189-1	富士見町田島866-1
設 置 者	前橋市				
指定管理者	社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会				
職 員 数	22名（市社会福祉協議会職員3名、同嘱託員1名、同臨時職員18名）	16名（市社会福祉協議会職員1名、同嘱託員2名、同臨時職員13名）	14名（市社会福祉協議会職員1名、同嘱託員2名、同臨時職員11名）	8名（市社会福祉協議会職員（兼務）1名、同嘱託員0名、同臨時職員7名）	8名（市社会福祉協議会職員（兼務）1名、同嘱託員1名、同臨時職員6名）
敷 地	7,465㎡ (市及び市水道局所有地)	4,723㎡ (市有地)	4,575.99㎡ (市有地)	5,932.27㎡ (市有地) 敷地外にゲートボールコート1面	6,018㎡ (市有地) 富士見公民館と共用敷地外にゲートボールコート4面 3,004.00㎡
建 物	4,167.90㎡ RC造・銅板葺2階建 本館、あずまや2棟、体育館、車庫	2,491.08㎡ RC造2階建、本館、車庫	2,918.76㎡ RC造2階建、本館	1,059.22㎡ RC造1階建、本館	3,089.09㎡ RC造2階建、本館 公民館2,382.43㎡ 老人センター706.66㎡
工 事 費	722,797千円 (内訳) 国・県補助金 51,491千円 市債 422,900千円 福祉建設資金 200,000千円 一般財源 48,406千円 (除く設計委託料 12,000千円)	1,077,998千円 (内訳) 国・県補助金 62,811千円 市債 275,400千円 一般財源 739,787千円	1,064,910千円 (内訳) 国・県補助金 61,582千円 市債 729,000千円 一般財源 274,328千円	291,080千円 (内訳) 国・県補助金 132,169千円 起債 90,300千円 一般財源 68,611千円	613,030千円 〔 公民館 491,609千円 センター 121,421千円 (内訳) 国民年金積立金還元融資 269,000千円 一般財源 344,030千円

(8) シルバー人材センター

60歳以上の健康で働く意欲を持つ方に対して、その就業を通じて生きがいの充実や社会参加などを図り、豊かな経験と能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。

ア 組織

公益社団法人前橋市シルバー人材センター（昭56.7.23 設立 平24.4.1 公益社団法人へ移行）
前橋市元総社町二丁目20番地6

イ 運営

就業を希望する60歳以上の会員で構成され、会員の手で自主的に運営。

会費等 3,000円（年額）

ウ 事業

官公庁、民間事業所、一般家庭等から会員に適した仕事を請負い、その情報を提供する。就業した会員へは、その就業対価を支払う。

エ 状況（令和5年度）

＜会 員＞ 1,123人

＜就業延人員＞ 104,809人

＜契 約 高＞ 535,493,670円

オ シルバーワークプラザ

平成8年度 前橋市シルバーワークプラザ開設

(9) 老人ホーム入所措置**ア 養護老人ホーム**

65歳以上で環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を入所させ、日常生活に必要なサービスを提供する。

＜入所者数＞ 93人（令6.4.1現在）

(10) 総 合 事 業**ア 介護予防・生活支援サービス**

介護保険の介護予防サービスのうち、「訪問介護」と「通所介護」が、総合事業の「介護予防・生活支援サービス」に移行。介護予防・生活支援サービスは、要介護認定を受けずにサービスの利用が可能で、市町村がサービスの内容を柔軟に決められること、要支援状態から自立に向けた取り組みを重視することが特徴。介護予防ケアマネジメントにより、自立に向けた目標を立て、以下のサービスを利用しながら、目標の達成を目指す。

＜対 象 者＞

① 要支援1・2の人

② 事業対象者（基本チェックリストの結果、運動・口腔・栄養・もの忘れ等について一定以上の項目に該当し、生活機能の低下がみられた人）

※ 40～64歳の人（第2号被保険者）は、要介護・要支援認定の申請を行う。（配食を除く）

＜指定及び委託事業所等＞

（令6.4.1現在）

事業所種別	事業所数
介護予防訪問介護相当サービス事業所	100事業所
訪問型サービスA－1事業所	8事業所
介護予防通所介護相当サービス事業所	165事業所
通所型サービスA事業所	10事業所
配食事業者	10事業者

① 訪問型サービス

A 介護予防訪問介護相当サービス（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行う。

- a 身体介護 食事や入浴、排泄、更衣の介助など
- b 生活援助 掃除、洗濯、買い物、調理など

B 訪問型サービスA（生活援助のみ）

生活援助（掃除、洗濯、買い物、調理など）が必要な方にホームヘルパー等（前橋市が実施する訪問型サービスA従事者養成研修修了者を含む）が訪問し、サービスを提供する。

C 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

教室に通うことが難しい方のご自宅に訪問し、専門職が介護予防のアドバイスを行う。

② 通所型サービス

A 介護予防通所介護相当サービス（デイサービス）

通所介護施設で食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能の維持向上のための機能訓練等を日帰りで提供する。

B 通所型サービスA

週1～2回、1回2時間のミニデイサービス。ピンシャン！元気体操等の運動プログラム、社会参加するための情報提供、介護予防に資する集団プログラム等を実施する。

C 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

週1回、3ヶ月間の短期間で専門職とともに改善に向けた介護予防プログラムを実施。

事業名等	概 要
からだ軽やか健康教室	ひざや腰などの関節痛の改善と、転倒予防を目的に、柔道整復師が運動の指導や日常生活動作のアドバイスを行う。

③ その他の生活支援サービス

A 高齢者支援見守り配食事業

低栄養のリスクのある方や買い物や調理が困難でかつ見守りが必要な方へ、配食事業者が弁当を届けることにより食の自立を図るため、1食250円又は350円を補助する。

④ 介護予防ケアマネジメント

総合事業の対象者となった方については、介護予防及び生活支援を目的とした自立支援型の介護予防ケアマネジメントに基づき、適切なサービスへつなげ必要な援助が行えるようケアプランを作成する。

イ 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

地域包括支援センターと連携して、65歳以上の高齢者に対して「フレイルチェック」及び「基本チェックリスト」により介護予防の必要性の高い方を把握し、介護予防プログラムへの参加を促す。

② 介護予防普及啓発事業（65歳以上のどなたでも参加できる教室等）

事業名等	概 要
ピンシヤン！元気体操教室	老人福祉センターや総合福祉会館等の市の施設で、「ピンシヤン！元気体操」を実施。
シニア元気アップ教室	歩行姿勢測定・フレイルチェックを行い、その結果からフレイルに関する基礎知識の周知や個別アドバイスをすることでフレイル予防を支援する。
個別栄養相談	食事の心配がうかがえる方に個別の栄養相談の機会を設け、個々の食習慣に応じたアドバイスを行う。
美味しく食べてご長寿講座	口腔機能の低下が見られる高齢者を在宅で介護している家庭を対象に、介護食の作り方や工夫について伝達し、配食弁当の試食を行い高齢者の低栄養を予防する。
食べて健康！喜寿訪問	低栄養のリスクのある77歳の高齢者に訪問指導を行う。
ピンシヤン！健康教室	専門職がサロンなどの地域の集まりに出向き、介護予防や健康づくりに関する講話や実技を行う。
健康相談 (老人福祉センター等)	専門職が個別に健康に関する相談に応じ、アドバイスを行う。

③ 地域介護予防活動支援事業（地域づくり・人材育成）

事業名等	概 要
介護予防サポーター	地域で介護予防の取り組みを行うことを目的としたボランティア。初級・中級・上級研修修了後に登録し、居住圏域を中心に活動を行う。
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の方とその家族を見守るサポーターを養成することを目的に、市主催の講座のほか、地域の集まりや学校、企業等に出向いて講座を行う。
認知症サポーター ステップアップ講座	認知症サポーターを対象に、認知症の方とともに地域でできる活動の展開を目的に講座を行う。
オレンジパートナー	ステップアップ講座を終了した認知症サポーターで、認知症になっても安心して暮らし続ける地域づくりを目指して認知症普及啓発活動をするボランティア。
介護予防活動ポイント	地域活動や高齢者施設での活動をポイント化し、買い物券などの景品と交換することで、高齢者の社会参加・介護予防を奨励する。
前橋市はつらつカフェ	閉じこもり予防・認知症支援等を目的とした高齢者の居場所を設置・運営する法人に補助金交付等の支援を行う。
ピンシヤン体操クラブ	介護予防サポーターを担い手として公民館などで「ピンシヤン！元気体操」を行い、住民自身の参加・運営による地域での介護予防拠点づくりを支援する。
自主グループ立ち上げ 支援事業	身近な地域の公民館等で、介護予防の自主グループや体操クラブ等を立ち上げ、活動する支援を行う。（1グループ4回まで）
認知症を語るカフェ	認知症の方とその家族、支援に関心のある方が集い、歓談、喫茶、相談などを行う。前橋地域リハビリテーション広域支援センター（老年病研究所附属病院）に一部委託。
本人ミーティング	認知症に向き合う本人同士が集い、本音を語りあう生きがいとなる場を設ける。

ウ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

国保データベース（KDB）システムを活用した地域の健康課題の分析及び対象者の把握を行い、医療専門職が以下の事業を行う。

【ポピュレーションアプローチ】

後期高齢者が自主的に集うサロン等で、フレイル予防の普及啓発を行う。

【ハイリスクアプローチ】

低栄養のリスクのある77歳の高齢者に訪問指導を行う。

(11) 介護保険円滑実施事業**ア 社会福祉法人等利用者負担軽減事業**

低所得者で特に生計が困難である者に利用者負担の軽減を行う社会福祉法人等に対して助成を行い、介護サービスの円滑な利用促進を促す。

イ 訪問介護利用者負担額軽減措置事業

障害者自立支援法によるホームヘルプサービスを利用していた利用者で、境界層として定率負担額が0円になっている者の利用料を軽減し、継続的な訪問介護サービスの利用促進を図る。

3 介護保険

(1) 概況（令6.3.31現在）

事業開始 平成12年4月1日
 被保険者数 第1号被保険者（65歳以上）
 98,983人（住所地特例者等を含む）
 予算規模 35,075,671千円（令和6年度介護保険特別会計当初予算）

(2) 要支援・要介護認定者数

（令6.3.31現在）

区分	認定者数	構成比
要支援 1	2,621 人	14.4 %
要支援 2	2,183 人	12.0 %
要介護 1	3,825 人	21.0 %
要介護 2	2,817 人	15.4 %
要介護 3	2,362 人	12.9 %
要介護 4	2,726 人	14.9 %
要介護 5	1,725 人	9.4 %
合計	18,259 人	100 %

(3) 介護認定審査会の設置及び運営

ア 審査会委員の概況（令6.4.1現在）

＜委員数＞ 120人
 ＜合議体数＞ 24合議体、1合議体当たり5人
 ＜合議体の構成＞ 医師2人、保健（歯科医師含む）・福祉関係3人
 ＜各分野の内訳＞

医療関係	48人	福祉関係	48人	歯科医師・保健等	24人
医師 (老人保健施設の 医師を含む)	48	老人福祉施設 (特別養護老人ホーム・ デイサービスセンター等)	30	歯科医師	8
				薬剤師	4
				理学療法士	2
		介護支援専門員	3	作業療法士	2
		社会福祉士	5	老人保健施設(医師を除く)	3
		介護福祉士	5	訪問看護師	2
		ホームヘルパー	2	保健師・助産師・看護師	2
		福祉系学校	3	保健医療系学校	1

イ 審査判定状況（令5.4.1～令6.3.31）

- ① 申請受付件数及び審査判定済件数
 ＜申請受付件数＞ 15,835件
 ＜審査判定済件数＞ 14,702件
- ② 審査会（合議体）開催延べ回数 466回
- ③ 1合議体当たりの平均審査判定件数 31.6件

(4) 居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所を含む）（令6.4.1現在）

前橋市内に所在する事業所	134事業所
介護支援専門員（ケアマネジャー）※	390人

※ 市内に所在する居宅介護支援事業所に勤務している人数

(5) 居宅サービス等事業所（令6.4.1現在）

事業所種別	事業所数
訪問介護事業所	109
訪問入浴介護事業所	5
訪問看護事業所	74
訪問リハビリテーション事業所	5
通所介護事業所	141
通所リハビリテーション事業所	11
短期入所生活介護事業所	33
短期入所療養介護事業所	14
特定施設入居者生活介護事業所	15
福祉用具貸与事業所	21
特定福祉用具販売事業所	20
認知症対応型共同生活介護事業所	40
認知症対応型通所介護事業所	5
小規模多機能型居宅介護事業所	19
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1
夜間対応型訪問介護事業所	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4
地域密着型通所介護事業所	51
合 計	569

※ 医療みなし指定事業所は除く。

(6) 施設サービス事業所（令6.4.1現在）

施設種別	施設数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	30
地域密着型介護老人福祉施設	8
介護老人保健施設	13
介護医療院	1
合 計	52

(7) 地域包括支援センター

＜事業開始＞ 平成18年4月1日

＜職員構成＞ 社会福祉士等、保健師等、主任介護支援専門員等

＜事業内容＞ 総合相談事業

権利擁護事業

包括的・継続的ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメント事業（介護予防・日常生活支援総合事業対象者のケアプラン作成）

指定介護予防支援事業（要支援1・2認定者のケアプラン作成）

＜センター設置場所＞

(令6.4.1現在)

センター名	所在地等
地域包括支援センター中央	大手町二丁目12-1 (市役所 2 F)
地域包括支援センター中央西	紅雲町一丁目7-13(群馬中央病院附属介護老人保健施設 1 F)
地域包括支援センター中央東	日吉町二丁目20-14 (特養恵風園 1 F)
地域包括支援センター南部	朝倉町830-1 (前橋協立病院生協会館 1 F)
地域包括支援センター桂萱	江木町1251-1 (赤城野荘 1 F)
地域包括支援センター東	川曲町536 (特養あじさい園 1 F)
地域包括支援センター西部	大友町三丁目22-9 (老年病研究所附属病院南)
地域包括支援センター南橘	関根町668 (特養せきね園 1 F)
地域包括支援センター永明	天川大島町三丁目705 (特養えいめい 1 F)
地域包括支援センター城南	上増田町600 (特養上毛の里 1 F)
地域包括支援センター東部	堀越町1658-1 (市社協大胡支所)
地域包括支援センター北部	富士見町小沢207-1 (特養サンホームふじみ 1 F)

＜地域包括支援ランチの設置＞

地域包括支援センターのランチ（窓口）

※ 平成21年3月31日付けで在宅介護支援センターは廃止され、地域包括支援センターの総合相談業務等の窓口となるランチに移行した。

＜地域包括支援ランチ設置数＞ 10箇所 (令6.4.1現在)

(8) 保 険 料

ア 第1号被保険者（65歳以上）の保険料

(令和6年度～令和8年度)

区 分	対 象 者	保険料額
第1段階	① 生活保護を受給している方 ② 市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方 ③ 市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と年金収入額の合計額が 80 万円以下の方	21,200 円
第2段階	市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と年金収入額の合計額が 80 万円を超え 120 万円以下の方	37,100 円
第3段階	市民税非課税世帯で第1・第2段階以外の方	53,000 円
第4段階	本人が市民税非課税者で、世帯員に市民税課税者がいる方のうち、本人の合計所得金額と年金収入額の合計額が 80 万円以下の方	68,100 円
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税者で、世帯員に市民税課税者がいる方のうち、第4段階以外の方	77,400 円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 120 万円未満の方	89,700 円
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	99,800 円
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	116,100 円
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	131,500 円
第10段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	150,900 円
第11段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	166,400 円
第12段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	181,800 円
第13段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 720 万円以上 1000 万円未満の方	197,300 円
第14段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 1000 万円以上 2000 万円未満の方	208,900 円
第15段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 2000 万円以上の方	220,500 円

※ 保険料の額は原則として3年ごとに見直される。また、令和元年10月からの消費税率の引き上げに伴い、低所得者対応として保険料所得段階の第1～3段階の方の介護保険料が軽減される。

イ 第2号被保険者保険料

《医療保険種類別の介護保険料算定方法》

医 療 保 険 種 類	保 険 料 算 定 方 法	事 業 主 負 担 ・ 国 庫 負 担
職 場 の 医 療 保 険	標準報酬月額×介護保険料率	事業主が半分負担
国 民 健 康 保 険	所得割、均等割により計算	保険料と同額の国庫負担

(9) 介護保険サービスの利用状況

(令和5年度)

区分	サービス名	年間実績	
		件数	回数・日数
居宅サービス費	訪問介護	37,197	477,571
	訪問入浴介護	2,016	8,908
	訪問看護	29,146	173,188
	訪問リハビリテーション	3,593	18,699
	居宅療養管理指導	58,015	118,961
	通所介護	56,318	798,623
	通所リハビリテーション	16,221	128,974
	短期入所生活介護	8,947	87,472
	短期入所療養介護(老健)	1,150	10,622
	短期入所療養介護(療養型)	0	0
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0
	福祉用具貸与	94,215	2,751,836
	福祉用具購入	1,270	-
	住宅改修	1,095	-
	特定施設入居者生活介護	7,803	225,784
	居宅介護支援	126,603	-
地域密着型サービス費	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	681	18,562
	夜間対応型訪問介護	20	1,252
	地域密着型通所介護	12,469	122,635
	認知症対応型通所介護	1,098	11,832
	小規模多機能型居宅介護	4,425	99,045
	認知症対応型共同生活介護	5,757	175,162
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,836	54,010
	看護小規模多機能型居宅介護	165	4,209
施設サービス費	介護老人福祉施設	19,626	573,337
	介護老人保健施設	11,994	324,397
	介護療養型医療施設	4	33
	介護医療院	1,398	21,152
その他サービス費	特定入所者介護サービス費	21,199	563,809
	高額介護サービス費	63,017	-
	高額医療合算介護サービス費	3,250	-

※ 令和5年4月審査決定分から令和6年3月審査決定分までの12か月間の実績

(10) 介護保険給付の状況

(令和5年度)

居宅サービス費	地域密着型サービス費	施設サービス費	その他サービス費	計
16,041,393,203円	4,083,438,370円	9,033,191,105円	1,504,492,436円	30,662,515,114円

(11) その他の保険給付事務

介護保険制度の円滑実施を図るため、市町村が直接実施するサービスや国制度に基づく各種の利用者負担の軽減、事業者支援等の給付事務を実施している。

(令和5年度)

区 分	実 績
居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届の受理	6,210件
居宅サービス計画の自己作成 ※1	1件
居宅サービス計画の自己作成扱い ※2	198件
特定入所者介護サービス費 負担限度額認定証の交付	2,835件
特定入所者介護サービス費（旧措置入所者） 負担限度額認定証の交付	1件
利用者負担の減免（災害等）	2人
利用者負担の減免（旧措置入所者）	0人
高額介護サービス費の基準収入額適用	0件
負担割合証の発行	24,938件
第三者行為求償事務	7件
住宅改修理由書作成助成金の交付	41件
短期入所サービス長期利用理由書の受理	17件
特別養護老人ホーム特例入所に係る意見書の交付 ※3	2件
軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付	111件
介護保険事業者事故報告書の受理	561件

※1 本人又は家族が居宅サービス計画を作成する場合に、市町村が給付管理するもの。

※2 暫定ケアプランの介護度と認定結果の介護度が見込み違いの場合に、市町村が給付管理するもの。

※3 要介護1又は2で特例入所の要件に該当することの判定に際して、施設からの求めに応じ交付する。

(12) 介護給付適正化

介護サービスの利用者を適正に認定し、利用者にとって過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように、介護給付の適正化に向けた様々な取り組みを行っている。

＜実施事業＞（令和5年度）

要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療費情報との突合、介護給付費通知の送付、給付実績の活用による事業所調査、その他の適正化事業(独自項目)

4 障 害 福 祉

(1) 身体障害者福祉

ア 身体障害者手帳交付状況

(令6.3.31現在)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害	267人	274人	26人	40人	67人	22人	696人
聴覚・平衡機能障害	96人	267人	123人	444人	2人	433人	1,365人
音声・言語機能障害	0人	6人	59人	38人	—	—	103人
肢体不自由	1,267人	1,280人	739人	1,055人	556人	296人	5,193人
内部障害	2,790人	39人	488人	784人	—	—	4,101人
計	4,420人	1,866人	1,435人	2,361人	625人	751人	11,458人

イ 緊急通報電話機設置

重度障害者のみの生活保護世帯又は非課税世帯で、普通電話で緊急時に親族や協力者に連絡を取ることが困難な世帯に対し、緊急通報電話機を設置するもの。緊急通報電話機の設置費用と緊急連絡先のデータ登録料を市が負担し、その他の費用は利用者負担となる。

ウ 重度心身障害児・者等おむつサービス事業

在宅の重度の心身障害児・者等に対し、紙おむつのサービスを実施することにより、日常生活を支援するとともに、介護者及び家族の心身的及び経済的負担の軽減を図る。

<対 象 者>

下記①～③のいずれかに該当する者で、在宅において常時失禁状態にある3歳以上の方。

- ① 特別障害者手当の受給資格者
- ② 障害児福祉手当の受給資格者
- ③ 65歳未満で疾患による神経障害に起因して排尿又は排便機能障害のあることが所定の医師の診断書により確認できる方

※ 日常生活用具の給付制度や前橋市要介護高齢者おむつサービスなど他の制度で紙おむつを受給中の方は利用できない。

<事業内容>

1か月当たり6,000円を上限として紙おむつを支給。ただし、③の該当者については3,000円を上限。

エ 腎臓機能障害者等通院交通費助成事業

腎臓又は小腸に機能障害を有する方が、医療機関において人工透析療法等による医療の給付を受けるため、その医療機関への通院に自家用車またはタクシー等を利用した場合、交通費を支給する。

<対 象 者> 市民税非課税の人、自宅から医療機関までの距離が往復2km以上

<補 助 額>

定期路線バス等の交通機関を利用した場合は運賃の額、また自家用自動車による場合は1km当たり16円で計算した額とし、次の助成基準により算定した額と比較していずれか少ない方の額とする。

医療機関までの距離	2km～25km未満	25km～75km未満	75km～
補助額（月額）	2,600円	3,200円	5,200円

オ 在宅重度障害児手当支給事業

満20歳未満で在宅の重度障害児の保護者に対し、在宅重度障害児手当を支給し障害児の福祉の増進を図る。（特別児童扶養手当と併給可）

<手 当 額> 障害児1人につき 月額 3,000円

カ 盲ろう学校就学児童生徒補助事業

群馬県立盲・ろう学校に就学する児童生徒に対して、完全就学の達成並びに福祉の増進を図る。

＜扶 助 費＞ 児童生徒1人につき 月額 2,500円

キ 重度身体障害者（児）住宅改造費補助事業

上肢の1・2級（ただし、両上肢ともに4級以上）、下肢、体幹の1・2級、視覚の1級障害者が玄関、浴室、便所等を改造する場合に要する経費の一部を補助する。

＜対 象 者＞ 市民税（所得割）額160,000円未満の世帯に属する方。介護保険対象者は介護保険制度が優先。

＜補 助 額＞ 対象工事の5／6補助（上限額500,000円）

ク 難聴児補聴器購入等補助事業

障害者総合支援法の補聴器支給の対象外である18歳未満の「軽・中度の難聴児童（30デシベル以上）」に対し、購入費用等の一部を補助する。

＜対 象 者＞ 市民税（所得割）額460,000円以上の世帯員がいない世帯

＜補 助 額＞ 基準額と購入等の価格とを比較していずれか少ない額の2／3補助

ケ 特別障害者手当等支給事業**① 特別障害者手当**

在宅で、精神又は身体により重度の障害があるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする程度の状態にある20歳以上の人に支給する。

＜手 当 額＞ 月額28,840円

② 障害児福祉手当

在宅で、精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において、常時の介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の人に支給する。（特別児童扶養手当と併給可）

＜手 当 額＞ 月額15,690円

コ 群馬県心身障害者扶養共済制度

心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者の死亡又は重度障害となった後の心身障害者に終身一定額の年金を支給する。

① 掛金の額

（平成20年3月以前の加入の場合）

加入時の年齢	35歳未満	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳
掛金月額	5,600円	6,900円	8,700円	10,600円	11,600円	12,800円	14,500円

（平成20年4月以降の加入の場合）

加入時の年齢	35歳未満	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳
掛金月額	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

※ 加入者は、加入と同時に、又は任意のとき、さらに一口を付加することができる。

掛金は、付加時の年齢に応じ、上の表のとおり。

② 年金

加入者が死亡、又は重度障害となったときは、その死亡、又は重度障害となった日の属する月から月額2万円（付加制度加入者は4万円）の年金を支給する。

③ 弔慰金

1年以上加入した後、加入者の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したときは、加入期間に応じて、次表のとおり弔慰金を支給する。

加入年月	加入年度等	
	平成19年度以前加入	平成20年度以降加入
1年以上 5年未満	30,000円	50,000円
5年以上 20年未満	75,000円	125,000円
20年以上	150,000円	250,000円

④ 脱退一時金

5年以上加入した後、口数の減少や脱退をしたときは、加入期間に応じて、下表のとおり脱退一時金を支給する。

加入年度等 加入年月	平成19年度以前加入	平成 20 年度以降加入
5 年以上 1 0 年未満	45,000円	75,000円
1 0 年以上 2 0 年未満	75,000円	125,000円
2 0 年以上	150,000円	250,000円

サ 人工肛門及び人工膀胱受術者等見舞金支給事業

人工肛門及び人工膀胱受術者等に対し、見舞金を支給する。

＜支 給 額＞ 受術者等 1 人につき36,000円（1 回限り）

シ 心身障害者福祉タクシー料金助成事業

在宅の重度心身障害者が社会生活を営む上で、タクシーを利用した場合、その料金の一部を助成する。

＜支給対象者＞

18歳以上、身体障害者手帳 1 ・ 2 級・療育手帳「A」又は精神障害者保健福祉手帳 1 級

いずれも自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない方

＜利用券の発行＞ 月当たり 2 枚（基本料金相当額） 視覚障害 1 級の方は月当たり 3 枚

(2) 知的障害者福祉

ア 療育手帳交付状況

（令6.3.31現在）

	重度（I Q 35以下）		中度（I Q 36～50）		軽度（I Q 51～75）		計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
人 員	192人	816人	131人	576人	263人	865人	2,843人

(3) 精神障害者福祉

ア 精神障害者保健福祉手帳等交付状況

（令6.3.31現在）

区 分	精神障害者保健福祉手帳交付者数	自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付者数
人 員	3,454人	5,777人

(4) 自立支援給付（介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付）

ア 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

イ 重度訪問介護

重度の障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

ウ 同行援護

視覚障害により移動が困難な人が外出するときに、移動に必要な情報提供及び移動の援護等、外出する際に必要な援助を行う。

エ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

オ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

カ 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

キ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

ク 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

ケ 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

コ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

サ 宿泊型自立訓練

居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

シ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

ス 就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

セ 就労定着支援

一般就労における問題を抱える人に、一定期間、相談、助言、連絡調整等の支援を行う。

ソ 自立生活援助

入所施設等から一人暮らしに移行した人に、一定期間、居宅を訪問し、相談、助言、連絡調整等の支援を行う。

タ 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

チ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対して、地域生活に移行するための相談、住居の確保、同行支援等を行う。

ツ 地域定着支援

居宅に単身等で生活している障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時に際し、相談や訪問等を行う。

(5) 障害児通所支援

ア 児童発達支援

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の付与、集団生活への適応のための支援、その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行う。

イ 放課後等デイサービス

就学中の障害児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

ウ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

エ 居宅訪問支援型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

(6) 自立支援医療費の支給

ア 更生医療

身体障害者手帳を持っている18歳以上の方が、手帳記載の障害に対し、障害を軽減し、または除去するために医療が必要な場合に、その医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度。世帯（保険証の単位）の市民税課税状況により自己負担あり。市民税（所得割）額235,000円以上の世帯は、重度かつ継続の方を除き対象外。

イ 育成医療

18歳未満の、障害のある児童または疾病を放置すると将来障害を残すと認められる児童が、手術等により確実な治療効果が期待できる場合、その医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度。世帯（保険証の単位）の市民税課税状況により自己負担あり。市民税（所得割）額235,000円以上の世帯は、重度かつ継続の方を除き対象外。

ウ 精神通院医療

精神疾患患者が継続的な通院による精神医療を必要とする場合に、その医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度。世帯（保険証の単位）の市民税課税状況により自己負担あり。市民税（所得割）額235,000円以上の世帯は、重度かつ継続の方を除き対象外。

(7) 補装具費の支給

身体障害者（児）等に対し、次の品目の補装具の購入及び修理借受け費用の支給を行う。世帯の収入状況により、自己負担（原則1割）がある場合や対象外となる場合がある。介護保険対象者は品目によっては対象外となる。

対 象 者	種 目
視 覚 障 害 者	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴 覚 障 害 者	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置修理
肢体不自由者	義肢、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（一本杖を除く）、姿勢保持装置、重度障害者用意意思伝達装置、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

※ 座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具は障害児に限る。

(8) 地域生活支援事業

ア 相談支援事業

障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整ほか権利擁護のために必要な援助などを行う。

イ 基幹相談支援センター

障害福祉サービス事業所等からの専門的な相談支援に応じ、また、相談支援事業者への専門的な助言指導及び研修会等を実施することにより、相談支援体制の強化を図る。

ウ 障害者等成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に係る経費負担が困難な65歳未満の知的・精神障害者等に対し、申立経費及び後見人等の報酬費（市長申立て以外は報酬費のみ）を助成することにより、成年後見制度の利用を支援する。

エ 意思疎通支援事業

① 手話通訳の設置

手話通訳者を設置し、聴覚障害者等の社会参加を促進するための支援を行う。

＜派遣対象者＞ 市内に居住する聴覚障害者等

＜派遣内容＞ 聴覚障害者等の日常生活及び社会生活に必要な場合。

ただし、社会通念上好ましくないと認められる場合や公共の福祉に反する場合を除く。

② 手話通訳者の派遣

聴覚障害者等が社会生活を営むうえにおいて手話通訳を必要とする場合、本市に登録している手話通訳者を派遣して意思の疎通を図る。

＜派遣対象者＞ 市内に居住する聴覚障害者等

＜派遣内容＞ 手話通訳の設置に準ずる。

③ 要約筆記者の派遣

聴覚障害者等が社会生活を営むうえにおいて要約筆記を必要とする場合、本市に登録している要約筆記者を派遣して要約筆記により意思の疎通を図る。

＜派遣対象者＞ 市内に居住する聴覚障害者等

＜派遣内容＞ 手話通訳者の派遣に準ずる。

④ 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

視覚障害と聴覚障害が重複している盲ろう者が社会生活を営むうえにおいて通訳介助を必要とする場合、通訳・介助員を派遣して意思の疎通と社会参加を図る。

＜派遣対象者＞ 市内に居住する視覚障害と聴覚障害の重複による程度が1級に該当する者

＜派遣内容＞ 手話通訳者の派遣に準ずる。

オ 日常生活用具給付等事業

重度障害児者の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付する。

① 介護訓練支援用具

特殊寝台（者、難病のみ）、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす（児のみ）、訓練用ベッド（児、難病のみ）

② 自立生活支援用具

入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、視覚障害者用秤、視覚障害者用携帯型歩行支援装置、聴覚障害者用屋内信号装置

③ 在宅療養等支援用具

透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシ

メーター)、酸素ボンベ運搬車、視覚障害者用体温計（音声式）、視覚障害者用体重計、視覚障害者用血圧計

④ **情報・意思疎通支援用具**

携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用情報認識読上げ装置、視覚障害者用音声 I C タグレコーダー、視覚障害者用読書器、視覚障害者用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書等

⑤ **排泄管理支援用具**

ストマ用装具、収尿器

⑥ **住宅改修費**

居宅生活動作補助用具

カ 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害児（者）が、円滑に外出先で活動できるよう支援する。

キ 地域活動支援センター事業

障害者等を通わせ、地域の実情に応じて、創作的な活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害者の地域生活の促進を図る。

ク 福祉ホーム事業

住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。

ケ 訪問入浴サービス事業

在宅の重度身体障害者等で自力または家族やヘルパーの介護でも入浴が困難な者に対し、移動入浴車で訪問し、その居宅において定期的に入浴サービスを行うことにより、福祉の増進を図る。

コ 知的障害者職親事業

知的障害者を一定期間職親のもとに預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就労に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高める。

サ 在宅障害者社会適応訓練事業

身体障害者の日常生活能力や職業能力を回復させるため、各種の訓練と併せ教養の向上策を講じ、社会経済活動に適応させ、自立更生を図る。

＜実施方法＞ 前橋市聴覚障害者福祉協会に委託

＜対 象 者＞ 市内に居住する在宅の身体障害者

＜事業内容＞ 教養講座、スポーツ教室、日常生活訓練教室、その他日常生活で必要となる訓練及び指導

シ 自動車改造費補助事業

肢体不自由による身体障害者等が所有し運転しようとする自動車について、運転補助装置（ハンドル、ブレーキ、アクセル等）を改造する場合又は車椅子を出し入れしやすいように収納装置等を新たに設置・改造する場合に要する経費の一部を補助することにより、障害者の社会参加と自立更生を支援する。

＜限 度 額＞ 運転補助装置等の改造 50,000円

収納装置等の改造 100,000円

＜対 象 者＞ 市民税（所得割）額160,000円未満の世帯に属する方

ス 奉仕員養成研修事業

① 手話奉仕員養成講座

手話講習により手話習得者の増加を図り、これらの方々のボランティア活動を推進することにより、聴覚障害者の福祉の増進を図る。

＜実施方法＞ 前橋市聴覚障害者福祉協会委託

＜対 象 者＞ 入門コース 40名、基礎コース 25名、レベルアップコース 10名

＜実施回数＞ 入門コース 23回、基礎コース 26回、レベルアップコース 10回

＜実施場所＞ 総合福祉会館

② 点訳奉仕員養成講座

点訳講習により点訳習得者の増加を図り、これらの方々のボランティア活動を推進することにより、視覚障害者の福祉の増進を図る。

＜実施方法＞ 前橋市視覚障害者福祉協会委託

＜対 象 者＞ 15名

＜実施回数＞ 10回

＜実施場所＞ 総合福祉会館

セ 障害福祉インクルージョン推進事業

障害の有無や程度、年齢、性別、国籍等にかかわらず、多様な人々がともに集う「スポーツフェスタ」等を開催する。

ソ 日中一時支援（日帰りショートステイ事業）

障害児（者）を介護する保護者が疾病等の理由により、在宅における介護ができない等の場合、当該障害児（者）を日中一時的に障害者支援施設等利用により支援する。

タ 日中一時支援（登録介護者・サービスステーション事業）

心身障害児（者）を介護している保護者が、疾病その他の理由により心身障害児（者）を介護することができない場合に、前橋市に登録している介護者又は24時間対応型サービスステーションに介護を委託する。

チ 日中一時支援（心身障害児集団活動・訓練事業）

学齢期にある心身障害児に対し特別支援学校や普通学校の特別支援学級の放課後、集団活動や社会適応訓練を行い、地域社会が一体となってその主体性及び社会性を育成し自立の促進を図る。

ツ 障害児等早期療育支援事業（つぼみの部屋）

障害の可能性を保護者が認識し、障害特性の理解が大切な時期にある児童及び保護者に対し、週末に集団による専門的な早期療育を実施する。

テ 医療的ケア支援事業

医療的ケアを必要とする障害児（者）に対し、看護師が配置されていない通所施設、作業所、保育所、学校等において主治医の指示に基づいて訪問看護師が医療的ケア（経管栄養、痰の吸引、導尿等）を行う。

ト 要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業

在宅で生活する医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）に対して、介護者の負担を軽減するため、看護師等が訪問看護終了後に一時的な介護や日常生活上の世話等（レスパイトケア）を行う。

(9) 特別児童扶養手当

精神や身体に重い障害（身体障害者手帳3級、療育手帳B1程度以上）がある児童を、その父若しくは母が養護するとき、また、父母がいないか若しくは父母が養護しない場合において、その父母以外の人が児童を養育するときに、その父若しくは母又は養育者に手当を支給する。

＜受給資格者＞ 父若しくは母又は養育者

＜児 童＞ 20歳未満の人

＜手 当 額＞ 児童1人につき 月額 1級 55,350円
2級 36,860円

(10) 障害者福祉施設

《前橋市障害者教養文化体育施設（前橋サン・アビリティーズ）》

所 在 地	前橋市上佐鳥町539-2
設 置 者	前橋市
工 事 費	282,000,000円（本体工事のみ）
構 造	鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造、平屋建
利 用 料	障害者は無料、一般市民は有料
利用者の範囲	原則として障害者、体育室のみ一般市民の利用可
利 用 時 間	平日及び土曜日 午前10時～午後9時 日曜日及び祝日 午前9時～午後5時
休 館 日	月曜日（祝日と重なったときはその翌日）、年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）
開 設 日	昭和58年4月15日

(11) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図るため、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。

小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方で、小児慢性特定疾病にかかる施策以外の児童福祉法による施策及び障害者総合支援法による施策の対象とならない方が対象。

＜種 目＞

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター、ストマ用装具（消化器系）、ストマ用装具（尿路系）、人工鼻

(12) 地域生活支援拠点（安心ネットまえばし）事業

障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域の複数の関係機関が分担して5つの機能を担う体制を確保する。5つの機能とは、① 相談、② 緊急時の受入れ・対応、③ 体験の機会・場の提供、④ 専門的人材の確保、⑤ 地域の体制づくりであり、今後も検証・検討を行いながら、機能の充実を図る。

5 指導監査

(1) 社会福祉法人・社会福祉施設の指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査は、社会福祉法人の適正な運営と社会福祉施設等の健全な経営の確保を図ることを目的に実施している。

介護・児童・障害者（児）の施設や事業者に対する実地指導等は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置いた事業者支援を通じて、サービスの質の確保及び給付の適正化を図ることを目的に実施している。

なお、不適正な処遇及び不正請求等には機動的に対応するとともに、良質なサービス事業者の育成と利用者サービスの一層の充実を図るため、運営等指導所管課や群馬県・高崎市等と密接な連携を取っている。

《実地指導等の実施状況》

（令和5年度／対象数は令5.4.1現在）

事業種別	実地指導等 対象数①		令和5年度 実施数②		実施率 (②／①)		運営等指導 所管課
	法人	施設等	法人	施設等	法人	施設等	
養護老人ホーム	2	2	0	0	0.0%	0.0%	介護保険課
特別養護老人ホーム	14	29	5	8	35.7%	27.6%	
介護老人保健施設 介護医療院	－	14	－	1	－	7.1%	
軽費老人ホーム	2	10	0	3	0.0%	30.0%	
有料老人ホーム	－	98	－	30	－	30.6%	
サービス付き高齢者向け住宅	－	31	－	2	－	6.5%	
地域密着型サービス事業者	－	129	－	17	－	13.2%	
居宅サービス事業者	－	429	－	100	－	23.3%	
居宅介護支援事業者	－	133	－	31	－	23.3%	
介護・高齢関係 小計	18	875	5	192	27.8%	21.9%	
保育所（公立）	－	16	－	16	－	100.0%	こども施設課
保育所（私立）	15	20	4	20	26.7%	100.0%	
認定こども園（給付型幼稚園含む）	13	51	4	24	30.8%	47.1%	
母子生活支援施設	－	1	－	1	－	100.0%	こども支援課
児童養護施設	1	県対象	1	県対象	100.0%	－	
認可外保育施設	－	41	－	34	－	82.9%	こども施設課
放課後児童健全育成事業所	－	87	－	24	－	27.6%	
児童関係 小計	29	216	9	119	31.0%	55.1%	障害福祉課
障害福祉サービス事業者	11	284	2	76	18.2%	26.8%	
相談支援事業者	－	39	－	10	－	25.6%	
地域活動支援センター	1	12	－	7	0.0%	58.3%	
福祉ホーム	－	1	－	0	－	0.0%	
障害児通所支援事業者	－	84	－	24	－	28.6%	
障害関係 小計	12	420	2	117	16.7%	27.9%	
社会福祉協議会	1	－	1	－	100%	－	社会福祉課
合 計	60	1,511	17	428	28.3%	28.3%	

※ 法人（社会福祉法人）は、法人本部の所在する施設等に計上